

第2期占冠村 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
占 冠 村

第2期占冠村 子ども・子育て支援事業計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境	5
1 人口の動向	5
2 産業・就労の状況	8
3 保育サービス等の状況	10
4 ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境	14
5 子どもの生活実態調査の結果	19
第3章 第1期計画の実施状況	26
1 教育・保育事業の実施状況	26
2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	27
3 子育て関連施策の実施状況	31
第4章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 計画の基本的な視点	39
3 計画の基本目標	41
4 計画の施策体系	42
第5章 子ども・子育て支援事業計画	43
1 子ども・子育てサービスの全体像	43
2 教育・保育提供区域について	45
3 児童人口の将来推計	46
4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	47
5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	48
6 教育・保育の一体的提供の推進	53
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	54
第6章 施策の展開	55
基本目標1 地域における子育ての支援	55
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	57
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	59
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	60
基本目標5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進	62
第7章 計画の推進	64
1 計画の推進体制	64
2 計画の点検・評価・改善	64

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本村においても平成26年度に「占冠村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

また、「平成28年国民生活基礎調査」によると、平成27年時点の日本の子どもの貧困率は13.9%となっており、平成24年の調査と比べると貧困率は低下したものの、およそ7人に1人が相対的貧困の状況のもとで暮らしている状況にあります。

こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

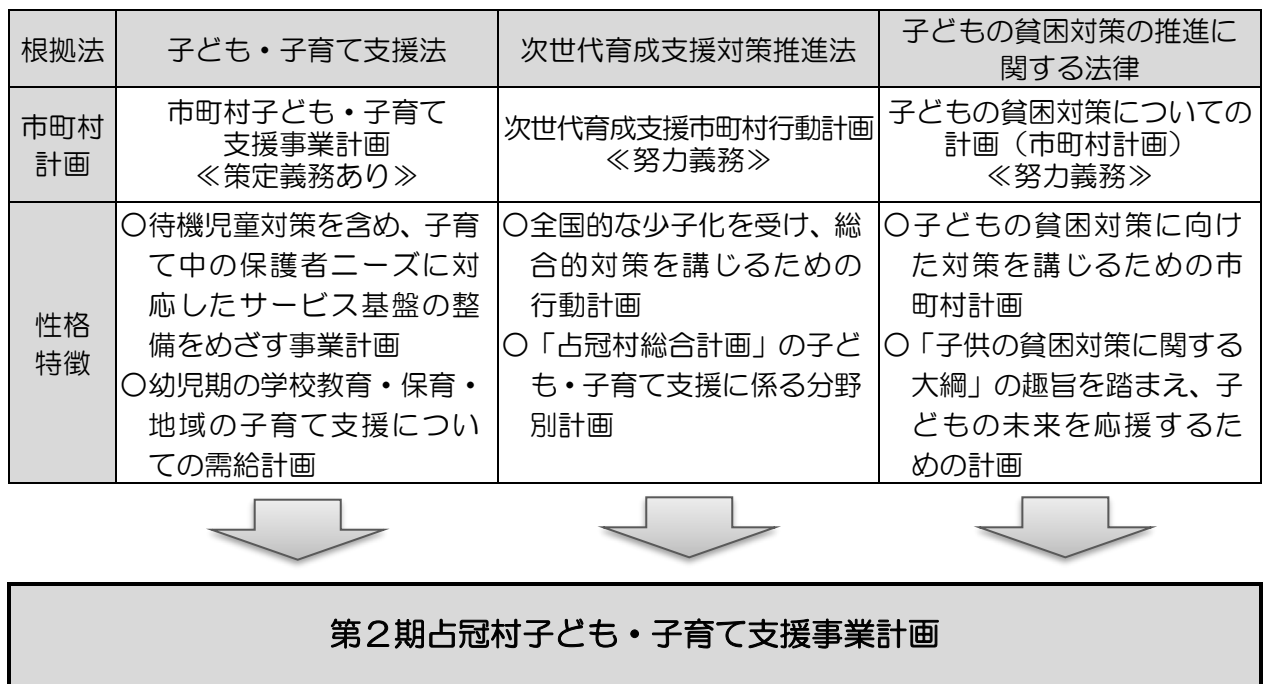
「子供の貧困対策に関する大綱」では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」との認識のもと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの重要性を謳っています。

このような状況の中、「占冠村子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度に計画が終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映するとともに、子どもの貧困をなくし、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現をめざした取組を総合的、効果的に推進するため、「第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

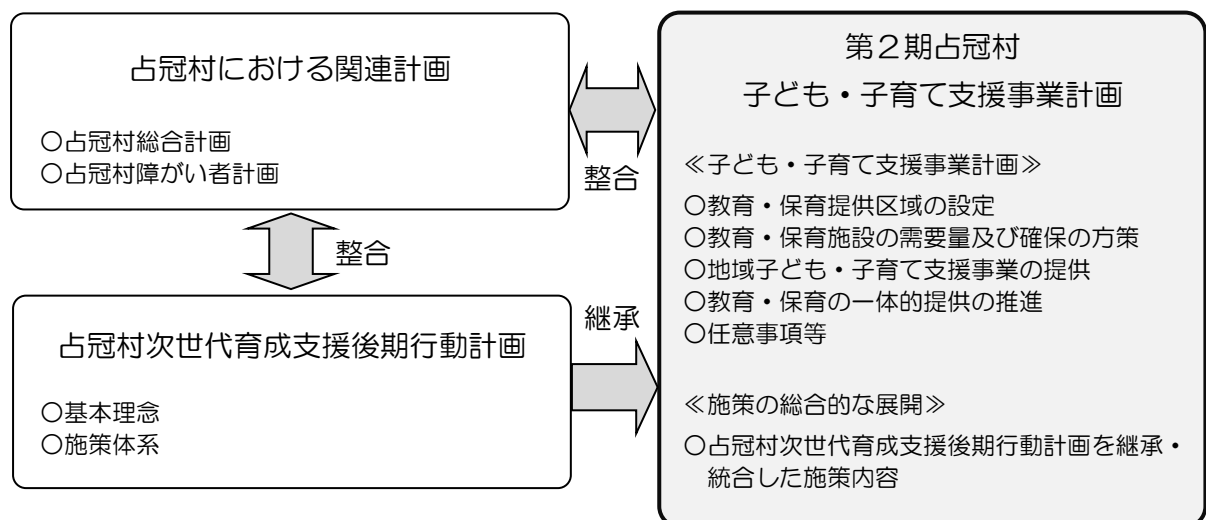
2 計画の位置付け

「第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「次世代育成支援市町村行動計画」を一体的に策定します。

また、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条における「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付け、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための施策を盛り込むとともに、本村の最上位計画である「占冠村総合計画」や村の福祉関係計画等と整合を図ります。

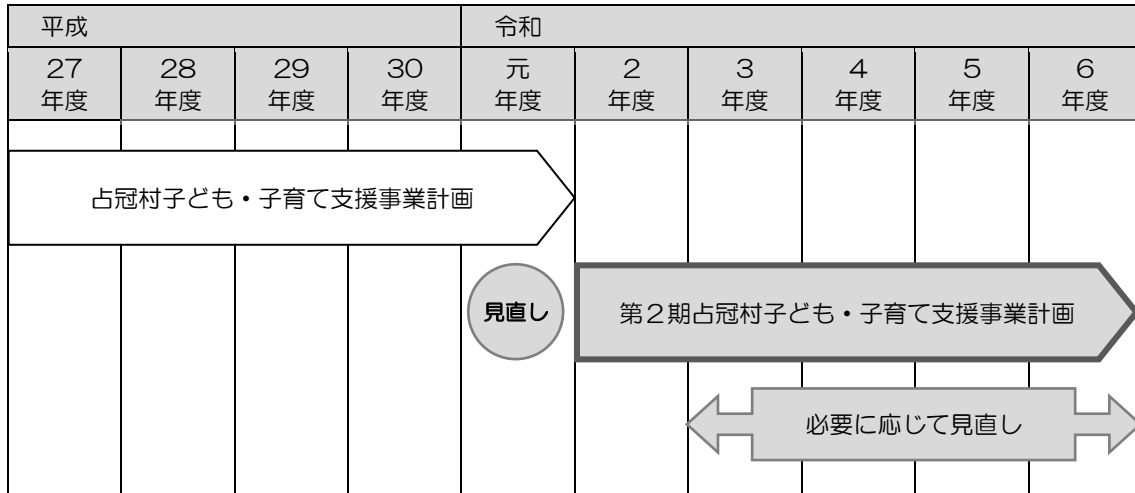


○占冠村の次世代育成及び子ども・子育て支援の関連計画



3 計画の期間

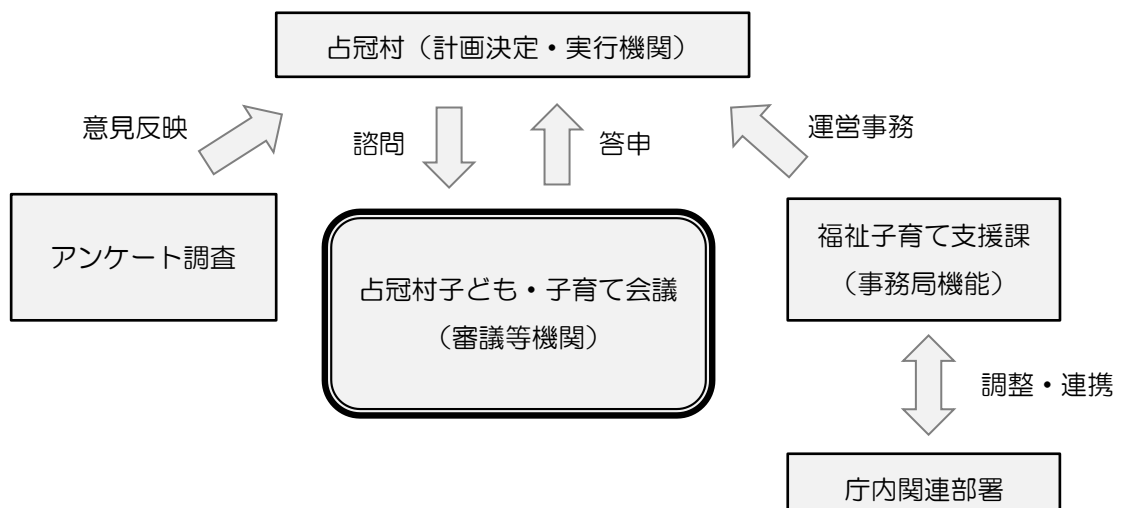
第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。



4 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「占冠村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

占冠村の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施しました。

調査票の種類	就学前児童・小学生共通（1種）
対 象 者	村内在住の小学校6年生までの子どもの保護者（平成30年11月1日現在）
調 査 方 法	配布・回収ともに郵送
調 査 期 間	平成30年11～12月
配 布 数	57票
回収数（回収率）	37票（64.9%）

(3) 子どもの生活実態調査の実施

占冠村の子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	保護者調査及び子ども調査（3種）
対 象 者	保護者調査：占冠村に在住する小学校高学年から高校生の保護者全員 子ども調査：占冠村に在住する小学校高学年及び中学生全員 占冠村に居住または住民票のある高校生全員
調 査 方 法	配布・回収ともに郵送
調 査 期 間	平成31年2月
配 布 数	保護者調査：52票 子ども調査：43票（小中学生） ：25票（高校生） 合 計：120票
回収数（回収率）	保護者調査：19票（36.5%） 子ども調査：19票（44.2%）（小中学生） ：6票（24.0%）（高校生） 合 計：44票（36.7%）

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

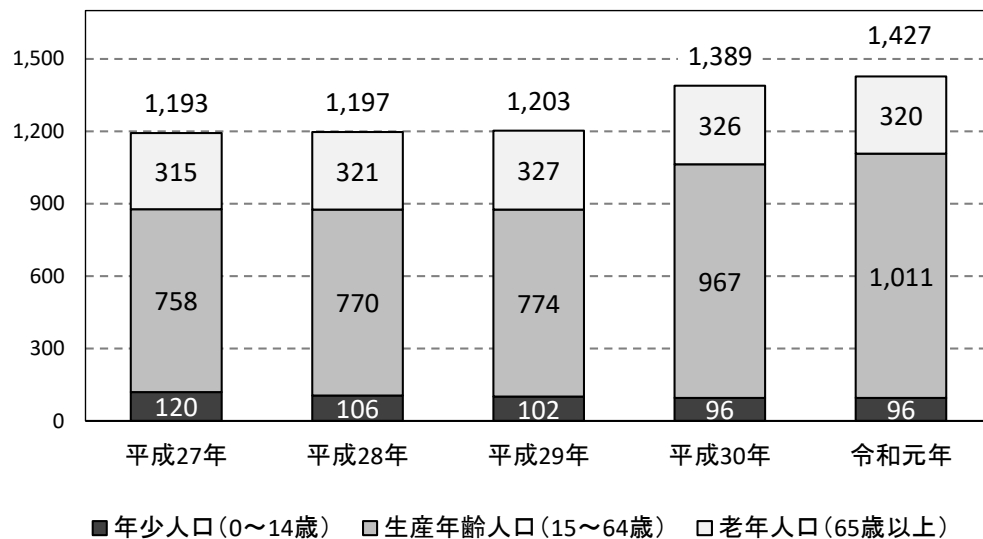
1 人口の動向

(1) 人口の状況

当村の総人口は平成29年までは横ばい傾向にありましたが、平成30年から増加に転じ、令和元年は1,427人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は96人で、総人口の6.7%となっています。

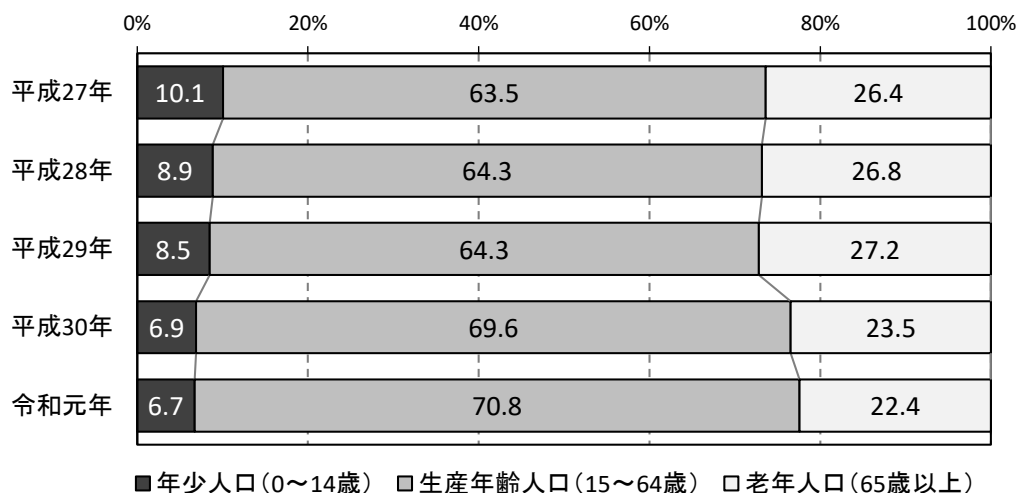
■占冠村の3層階別人口の推移

(人)



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■占冠村の3層階別人口構成比の推移

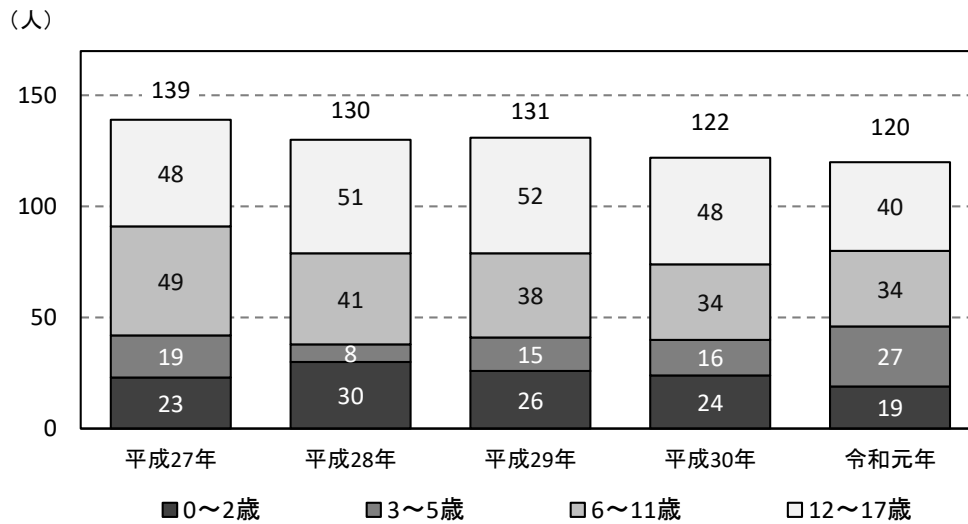


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 児童人口の推移

18歳未満の児童人口は一貫して減少しており、令和元年は120人となっています。

■児童人口の推移

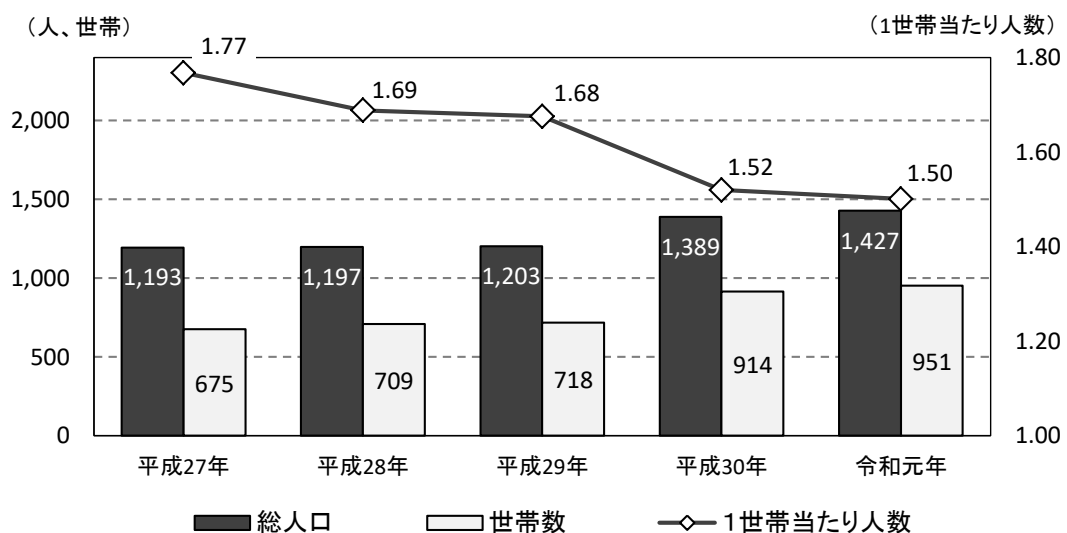


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 世帯の状況

世帯数は、平成27年以降は微増傾向となっていました。平成30年には大きく増加し、令和元年は951世帯となっています。1世帯当たり人員は一貫して減少しており、令和元年は1.50人となっています。

■世帯数等の推移



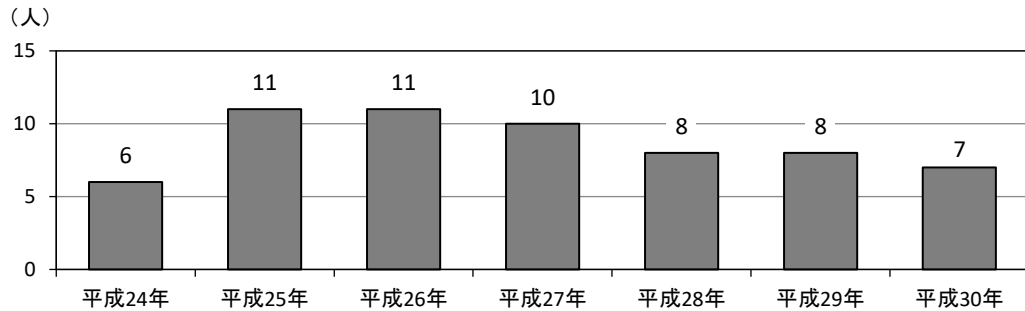
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 出生の状況

出生数は、平成25年と平成26年は11人でしたが、以後減少傾向で推移しており、平成30年は7人となっています。

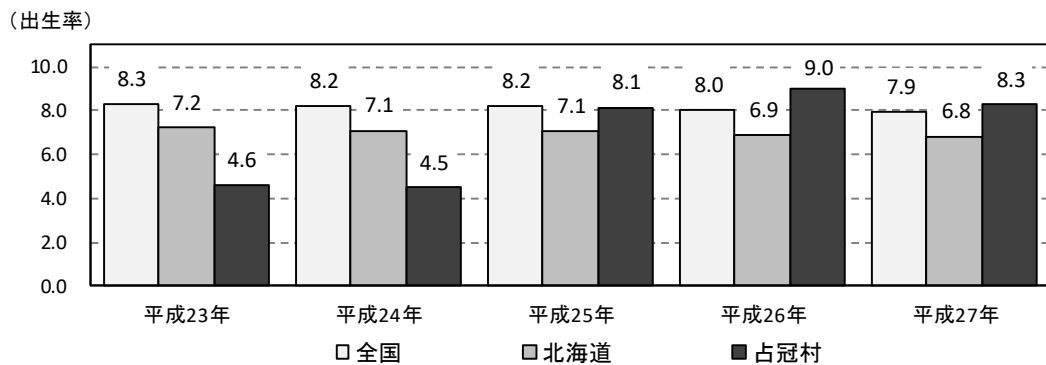
出生率（人口千人当たりの出生数）は、平成25年以降は全国、北海道とほぼ同じ割合となっています。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）は、全国、北海道よりも低い状況が続いています。

■出生数の推移



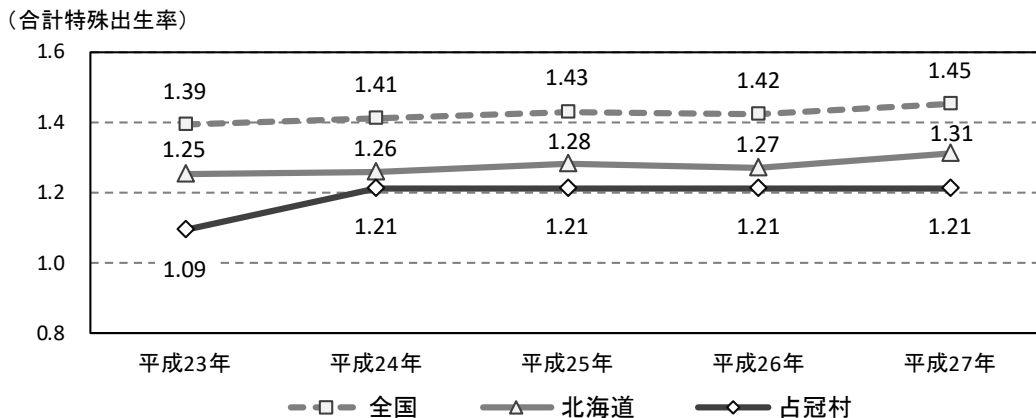
資料：道北地域保健情報年報

■出生率の推移



資料：道北地域保健情報年報

■合計特殊出生率の推移



資料：道北地域保健情報年報

2 産業・就労の状況

(1) 産業・雇用の状況

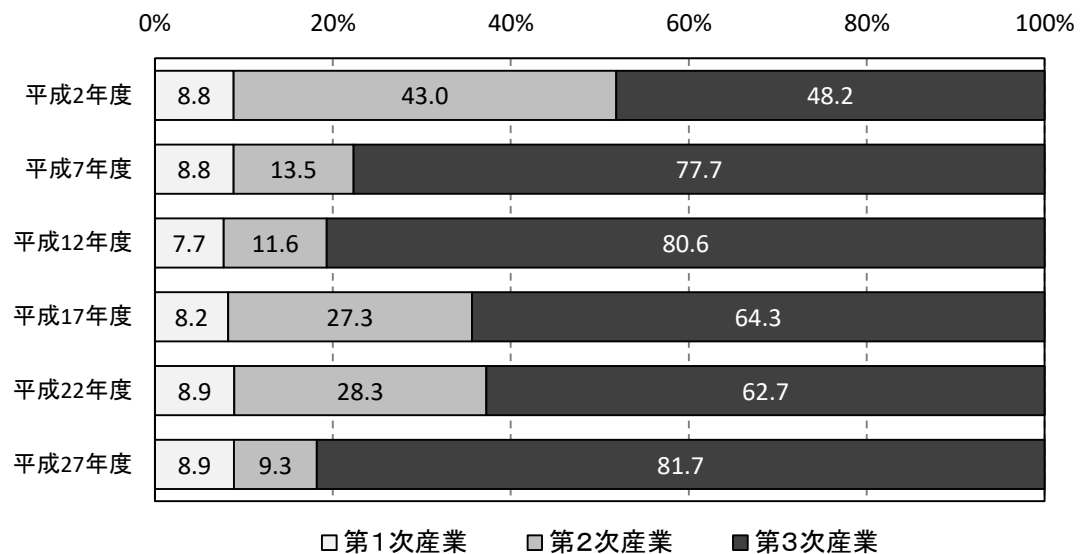
15歳以上の就業者数を産業別（大分類）にみると、第1次産業は一貫して減少が続いています。第2次産業は減少が続いていましたが、平成17年には一旦増加に転じ、平成22年以降は再度減少しています。第3次産業は平成7年をピークに減少していましたが、平成27年は増加し、607人となっています。

■産業別 15歳以上就業者数の推移

区 分	就 業 者 数 (人)					
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	1,948	1,358	1,181	1,167	851	743
第1次産業	172	120	91	96	76	66
農業	92	71	60	68	51	46
林業	80	49	31	28	25	20
漁業	0	0	0	0	0	0
第2次産業	838	183	137	319	241	69
鉱業	2	0	1	3	0	0
建設業	746	95	78	276	208	34
製造業	90	88	58	40	33	35
第3次産業	938	1,055	952	750	534	607
電気・ガス・水道	0	0	3	1	1	1
運輸・通信業	48	36	36	31	54	41
卸売・小売・飲食	108	139	95	55	42	37
金融・保険	5	5	7	4	6	3
不動産業	55	1	2	0	2	1
サービス業	626	768	722	555	340	421
公務	96	106	87	104	89	103
* 分類不能の産業	0	0	1	2	0	1

資料：国勢調査

■産業大分類別 人口割合の推移



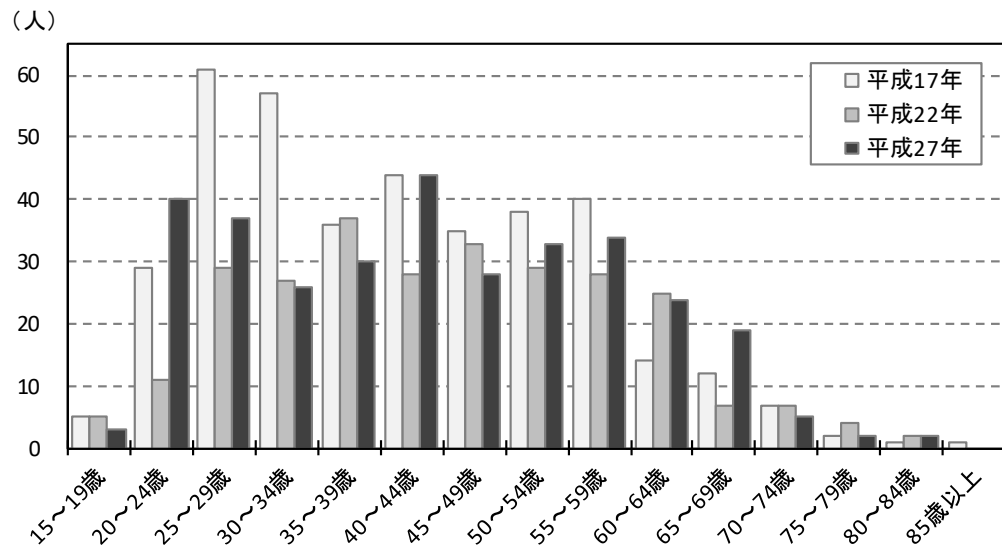
資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

女性の年齢階層別就業者数の推移をみると、25～34歳の就業者数は平成17年から大きく減少しています。

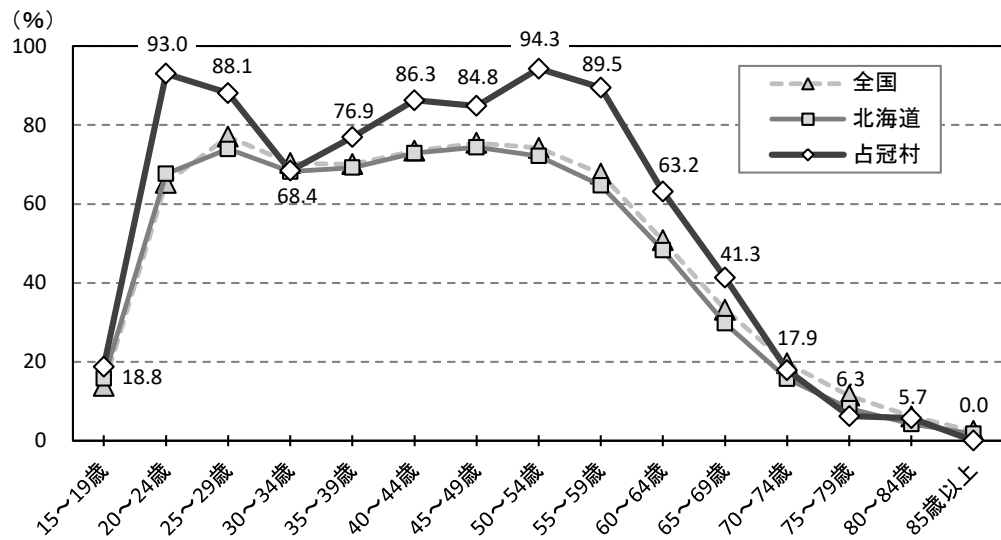
年齢階層別の就業率をみると、当村は概ね全年齢階層で全国、北海道よりも就業率が高い状況ですが、30～34歳の年齢階層は北海道及び全国と同等レベルの就業率となっています。

■女性の年齢階層別就業者数の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢階層別就業率



資料：国勢調査（平成27年）

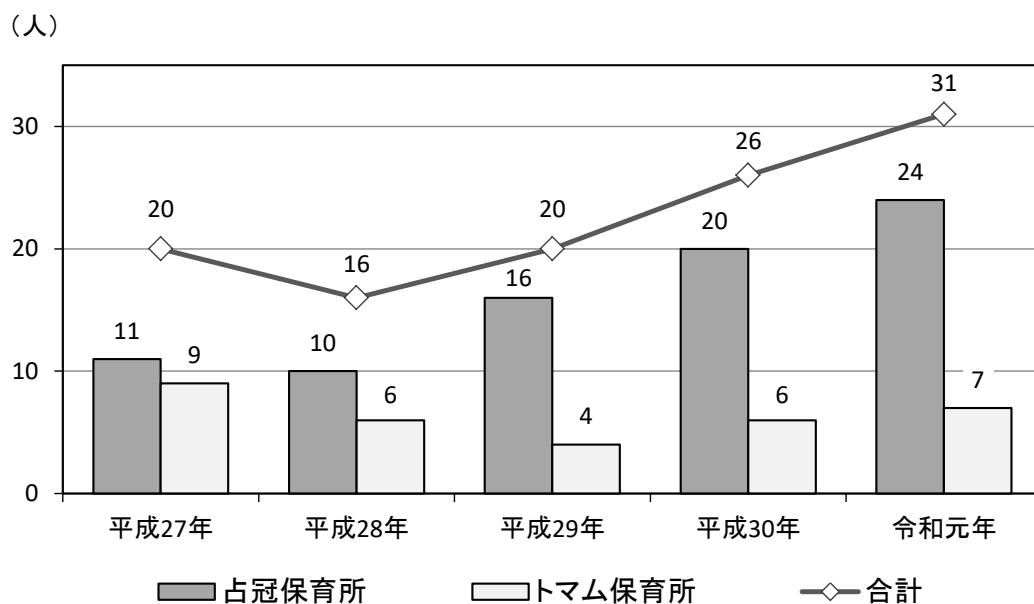
3 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

当村の保育所は、占冠中央地区の「占冠保育所」とトマム地区の「トマム保育所」の2箇所があります。

合計園児数は、平成28年は16人でしたが、その後増加し、令和元年は31人となっています。保育所別でみると、「占冠保育所」は増加傾向、「トマム保育所」はほぼ横ばいとなっています。

■園児数の推移



資料：福祉子育て支援課（各年4月1日現在）

■保育所の状況

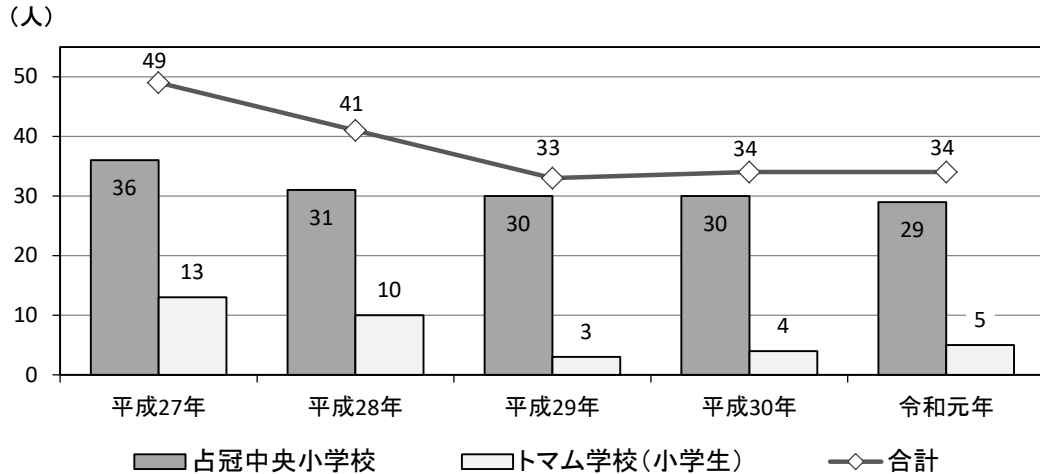
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保育所数（箇所）	2	2	2	2	2
定員数（人）	130	130	130	130	130
園児数（人）	20	16	20	26	31
利用率（％）	15.4	12.3	15.4	20.0	23.8

資料：福祉子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) 小学校の状況

占冠中央地区とトマム地区の合計児童数は、平成27年以降は減少傾向で推移していましたが、平成29年からは横ばいとなり、令和元年は34人となっています。学校別では、「占冠中央小学校」「トマム学校(小学生)」ともに、平成29年以降は横ばいで推移しています。

■小学校児童数の推移

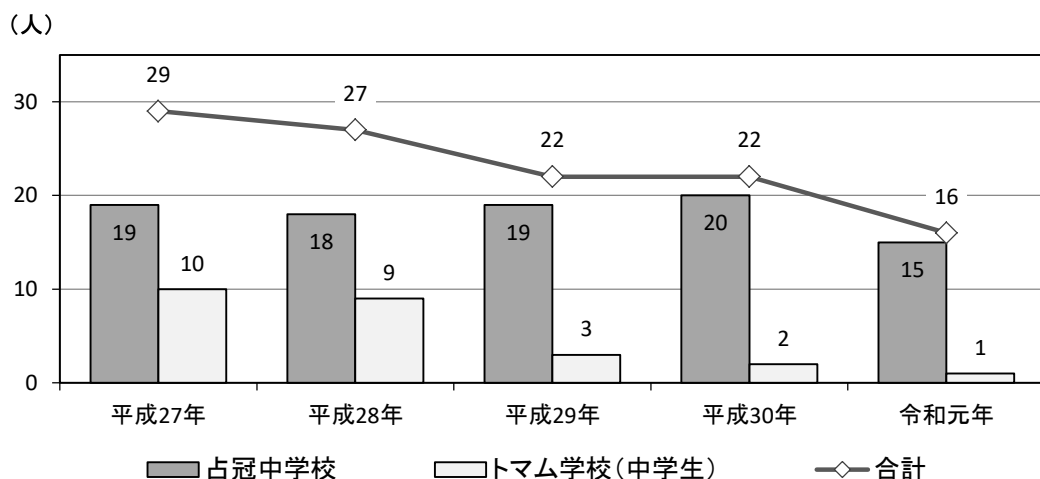


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 中学校の状況

占冠中央地区とトマム地区の合計生徒数は、平成27年以降減少しており、令和元年には16人まで減少しました。中学校別では、「占冠中学校」はほぼ横ばい、「トマム学校」は大きく減少しています。

■中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 母子保健事業の状況

①乳幼児健康診査の実績

身体測定、問診、診察などで、身体発育の遅れや発達障がいなどを早期に発見し、適切な治療や療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認を行います。

乳児から5歳児まで計6回の健康診査を実施しており、80%以上の受診率となっています。

■乳幼児健康診査の受診状況

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
乳児前期					
受診対象者数	7	8	5	7	5
受診者数	7	7	5	6	5
受診率(%)	100.0%	87.5%	100.0%	85.7%	100.0%
乳児後期					
受診対象者数	14	14	13	8	8
受診者数	14	12	13	8	8
受診率(%)	100.0%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%
1歳6か月児					
受診対象者数	13	11	10	11	5
受診者数	13	11	9	9	5
受診率(%)	100.0%	100.0%	90.0%	81.8%	100.0%
2歳児					
受診対象者数	6	12	10	14	5
受診者数	5	11	8	12	5
受診率(%)	83.3%	91.7%	80.0%	85.7%	100.0%
3歳児					
受診対象者数	5	1	11	8	12
受診者数	5	1	11	8	10
受診率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
5歳児					
受診対象者数	11	3	4	2	6
受診者数	11	3	4	2	5
受診率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
経過観察児					
受診対象者数	2	5	3	0	1
受診者数	2	5	3	0	0
受診率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	-	0.0%

資料：住民課（各年3月末現在）

②乳幼児歯科検診

乳児期からの栄養相談・指導・う歯予防、乳幼児の健全な発育発達を促すため支援しています。

歯科検診は、1歳児、1歳6か月児、3歳児で実施しており、受診率は年により変動はありますが、概ね80%以上となっています。

■乳幼児歯科検診の受診状況

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1歳児					
受診対象者数	10	10	10	8	5
受診者数	9	9	6	7	4
受診率(%)	90.0%	90.0%	60.0%	87.5%	80.0%
1歳6か月児					
受診対象者数	12	11	10	11	5
受診者数	12	11	9	9	5
受診率(%)	100.0%	100.0%	90.0%	81.8%	100.0%
3歳児					
受診対象者数	6	1	10	14	6
受診者数	6	1	8	12	6
受診率(%)	100.0%	100.0%	80.0%	85.7%	100.0%

資料：住民課（各年3月末現在）

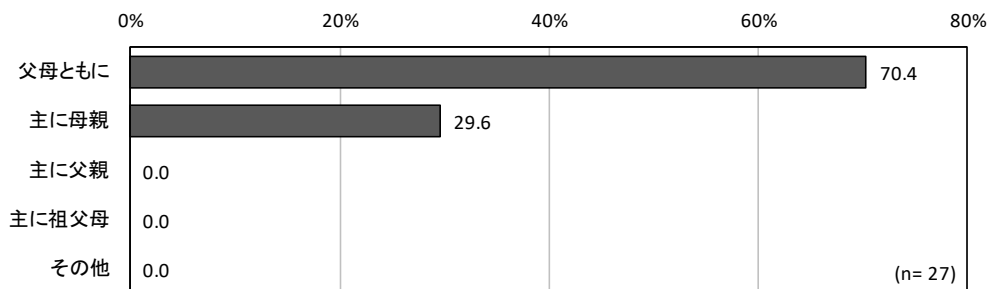
4 ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

(1) 主に子育てを行っている人

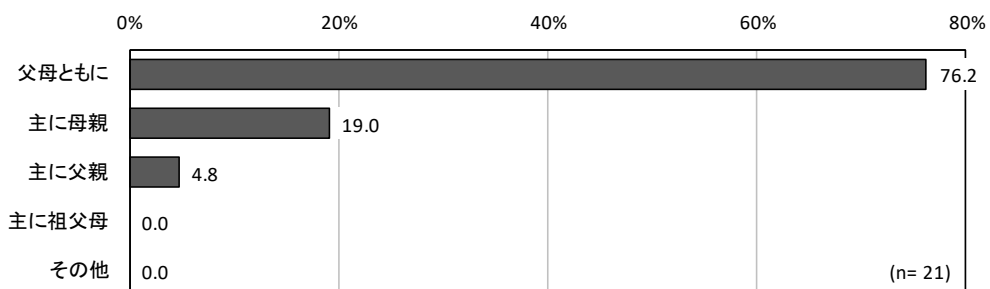
就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が70.4%、「主に母親」が29.6%となっています。

小学生では、「父母ともに」が76.2%、「主に母親」が19.0%となっています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

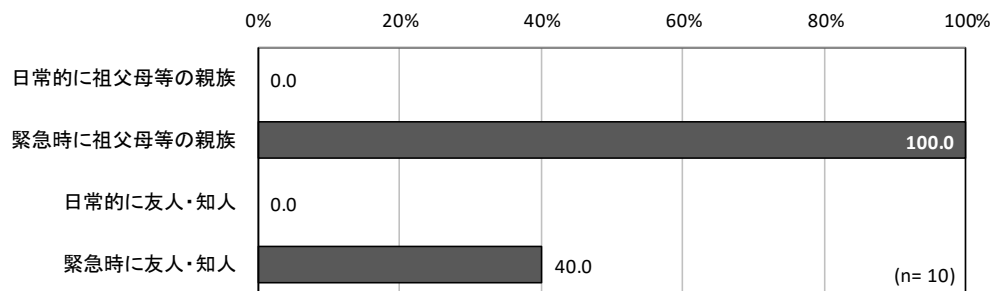


(2) お子さんを預かってもらえる親族・知人の有無

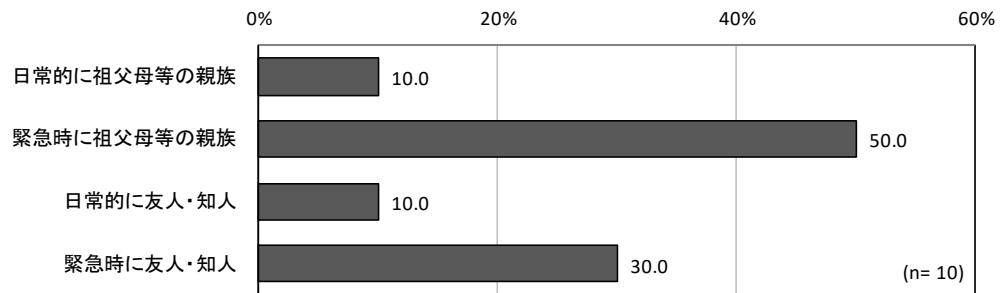
就学前児童を預かってもらえる親族・知人は、「緊急時に祖父母等の親族」が100%となっており、次いで「緊急時に友人・知人」が40.0%で続いています。

小学生では、「緊急時に祖父母等の親族」が50.0%で最も多く、次いで「緊急時に友人・知人」が30.0%で続いています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

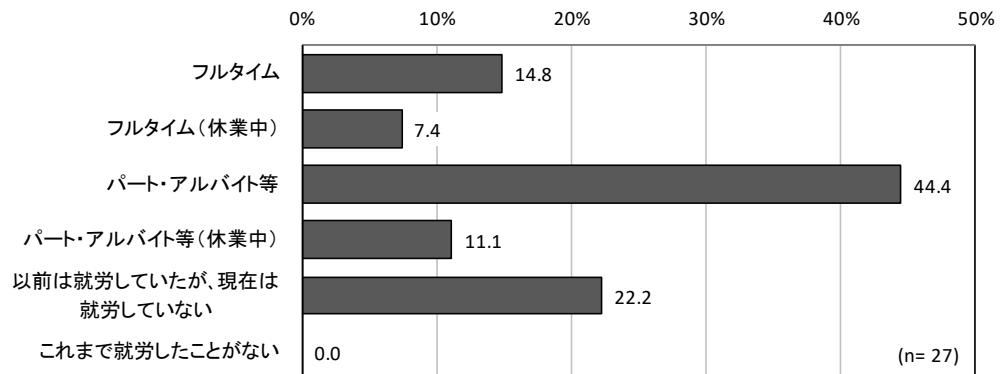


(3) 母親の就労状況

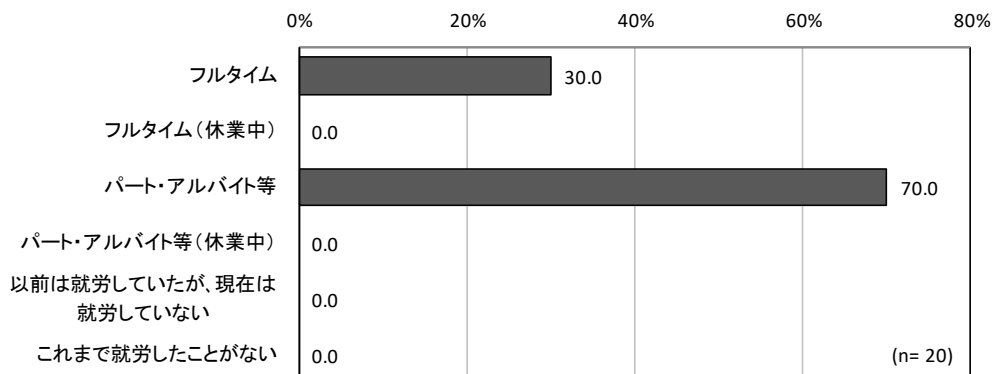
就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が44.4%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」(22.2%)、「フルタイム」(14.8%)が続いています。

小学生の母親では、「パート・アルバイト等」が70.0%で突出して多く、次いで「フルタイム」(30.0%)が続いています。

《就学前児童の母親》

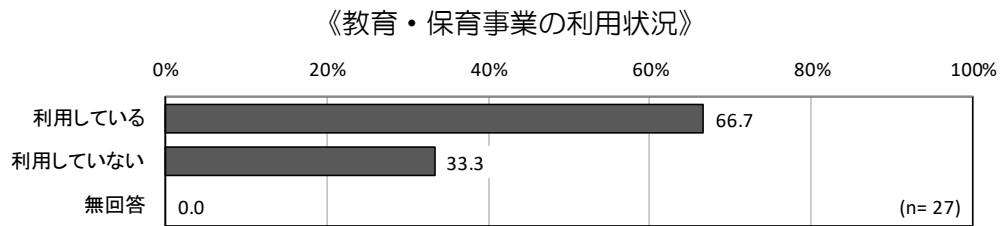


《小学生の母親》



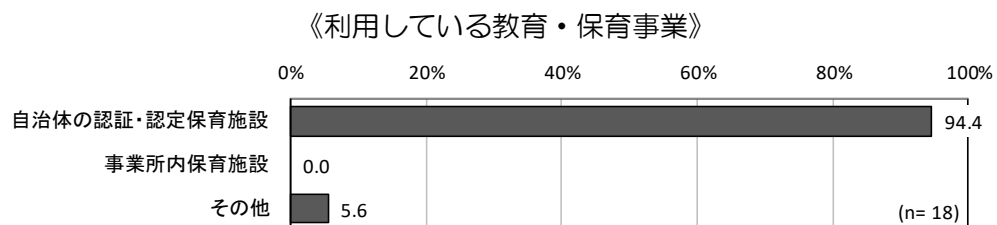
(4) 定期的にご利用している教育・保育事業の有無

定期的にご利用している教育・保育事業等を「利用している」人は66.7%、「利用していない」人は33.3%となっています。



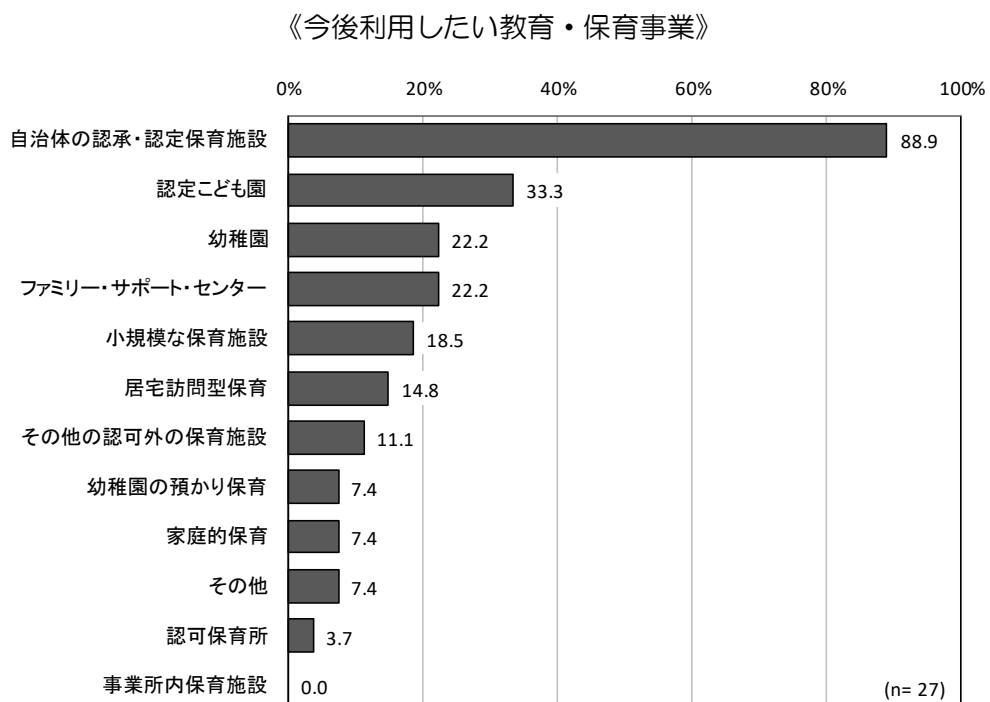
(5) 定期的にご利用している教育・保育事業

定期的にご利用している教育・保育事業は、「自治体の認証・認定保育施設」が94.4%で大多数を占めています。



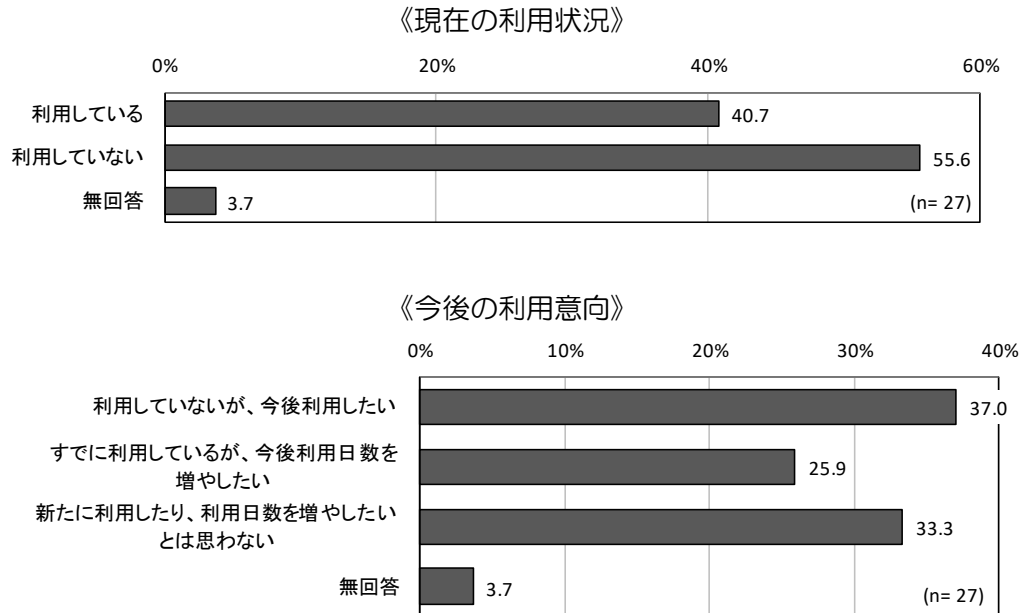
(6) 教育・保育事業の今後の利用意向

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「自治体の認承・認定保育施設」が88.9%で大多数を占め、次いで「認定こども園」(33.3%)が続いています。



(7) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用意向

「地域子育て支援拠点事業（おひさまの会）」を利用している人は40.7%となっています。
 今後の利用意向については、「利用していないが利用したい」が37.0%で最も多く、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（33.3%）が続いています。



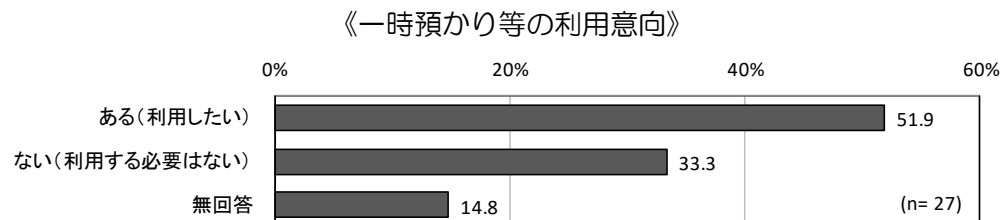
(8) 病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育を利用したかった人は20.0%となっています。



(9) 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用意向

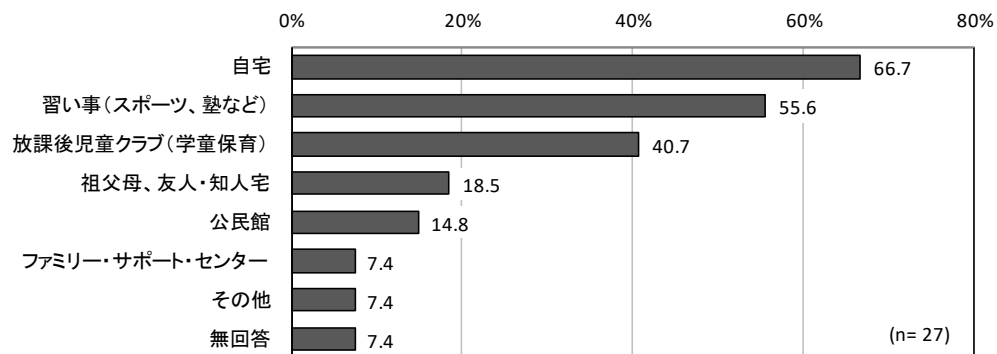
日中の定期的な保育や病気のため以外に不定期に利用できる事業の利用意向が「ある（利用したい）」人は51.9%、「ない（利用する必要はない）」人は33.3%となっています。



(10) 放課後の過ごし方の希望（小学校低学年）

就学前児童のいる保護者が子どもが小学校低学年の間に放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が66.7%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」（55.6%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（40.7%）が続いています。

《小学校就学後の希望》

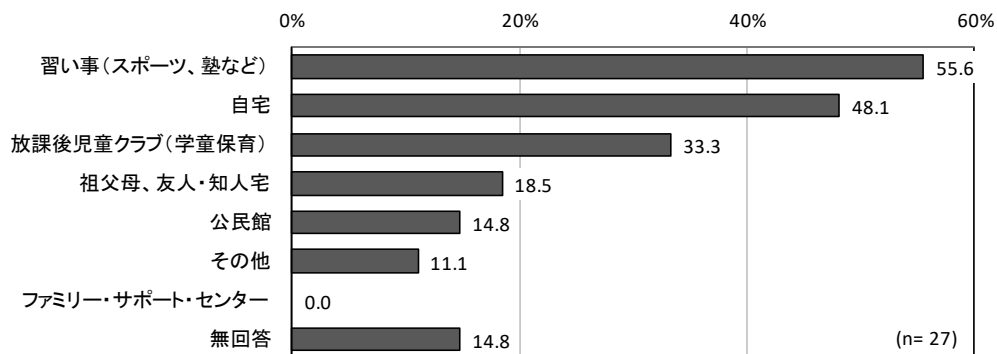


(11) 放課後の過ごし方の希望（小学校高学年）

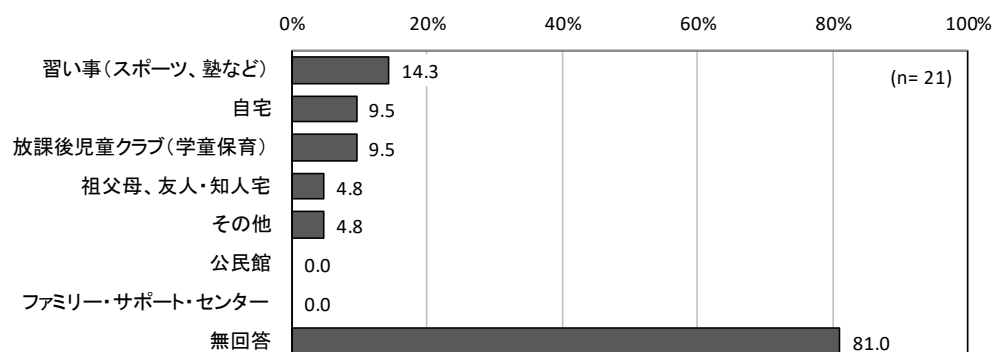
就学前児童のいる保護者が子どもが小学校高学年になったら放課後に過ごさせたい場所は、「習い事（スポーツ、塾など）」が55.6%で最も多く、次いで「自宅」（48.1%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」が（33.3%）が続いています。

小学生の保護者では、「習い事（スポーツ、塾など）」が14.3%で最も多く、次いで「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」（ともに9.5%）が続いています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



5 子どもの生活実態調査の結果

《子どもの生活実態調査における世帯年収分類の表記について》

厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義しています。

本調査における保護者向け調査では、回答率を高めるため、世帯年収の回答方法を「記述式の数値」ではなく「100万円を単位とした年収範囲を示す選択肢」から回答する方式としました。

そのため、世帯年収の集計結果の中央値である「500～600万円未満」を基準とし、所得階層の分類を下記のとおりとします。

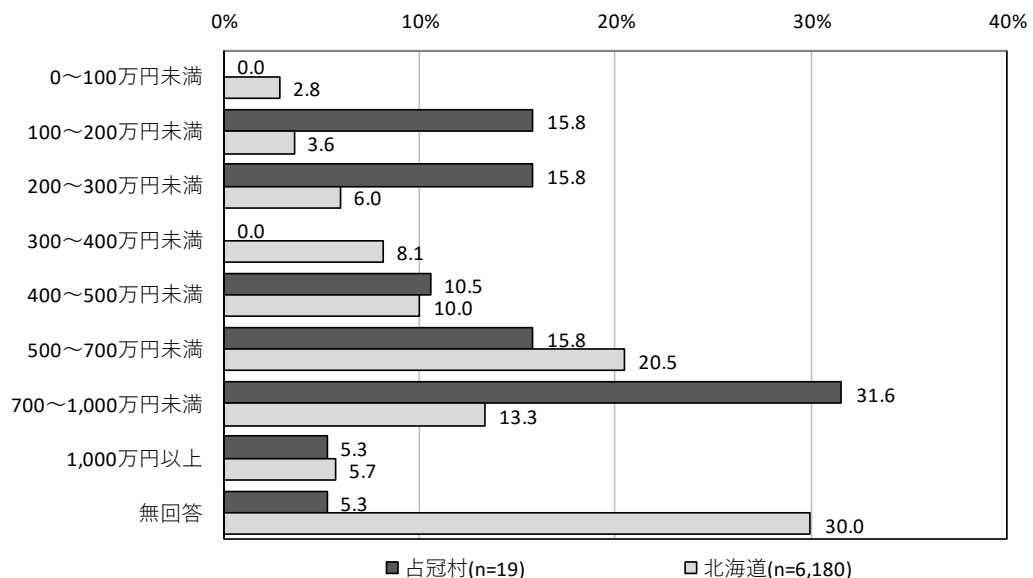
■ 世帯年収と所得階層の分類

所得階層	世帯年収	所得階層の概要
所得階層Ⅰ	0～500万円未満	世帯年収の中央値未満
所得階層Ⅱ	500万円以上	世帯年収の中央値以上

（1）世帯年収

世帯年収は、「700～1,000万円未満」が31.6%で最も多く、次いで「100～200万円未満」「200～300万円未満」「500～700万円未満」が15.8%で続いています。

また、北海道と比べて「100～200万円未満」「200～300万円未満」「700～1,000万円未満」の割合が高くなっており、世帯年収の2極化傾向が強く出ています。

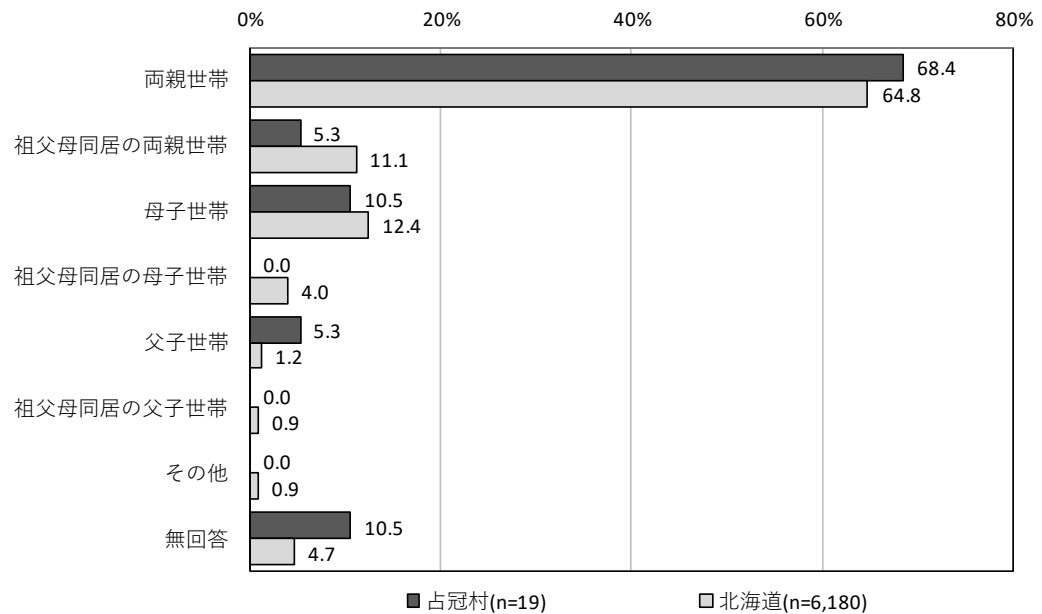


(2) 家族の形態

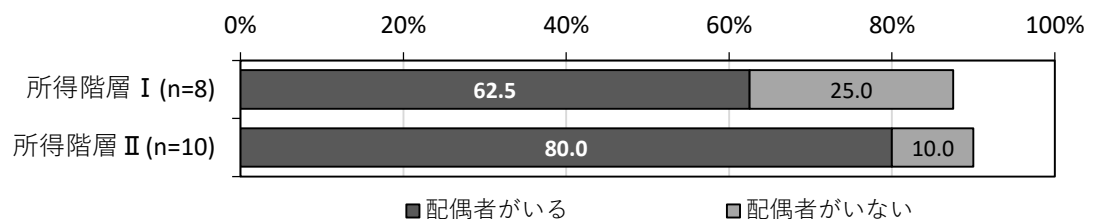
家族の形態は「両親世帯」が68.4%を占めており、次いで「母子世帯」(10.5%)が続いています。また、北海道と比べて「両親世帯」「母子世帯」はほぼ同じ割合ですが、「祖父母同居」の割合はすべての世帯で低くなっています。

所得階層別に配偶者の有無をみると、所得階層Ⅰは「配偶者がいない」が25.0%で所得階層Ⅱ(10.0%)の2倍以上となっており、「配偶者がいない」世帯は経済的に厳しい状況にあると思われます。

《家族の形態（占冠村／北海道との比較）》



《配偶者の有無（占冠村／所得階層別）》

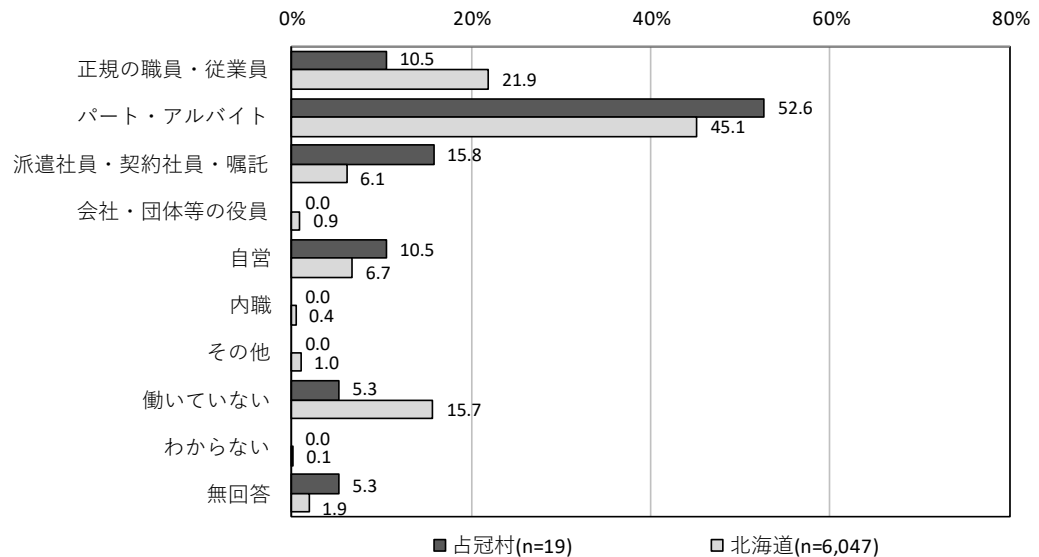


(3) 母親の就労形態

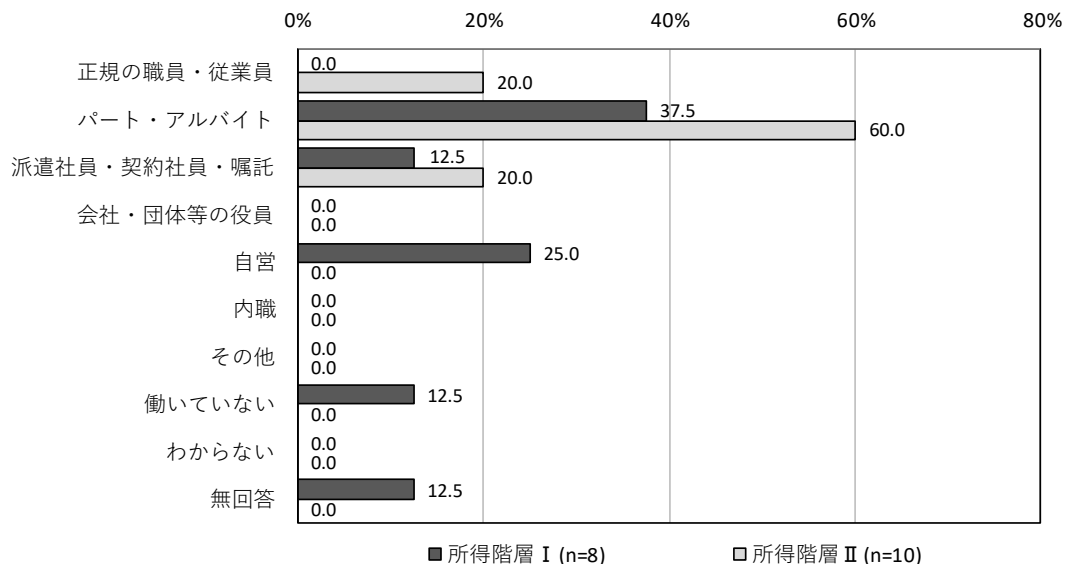
母親の就労形態は、「パート・アルバイト」が52.6%で最も多く、次いで「派遣社員・契約社員・嘱託」（15.8%）が続いており、どちらも北海道より割合は高くなっています。

また、所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「自営」「働いていない」が、所得階層Ⅱは「正規の職員・従業員」「パート・アルバイト」がそれぞれ高くなっています。

《母親の就労形態（占冠村／北海道との比較）》



《フルタイム就労の就労形態（占冠村／所得階層別）》

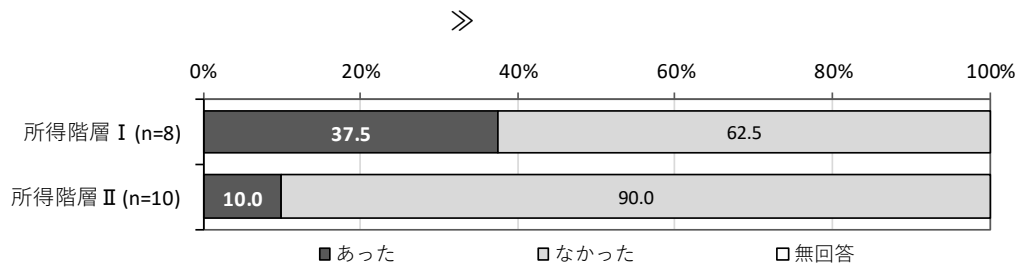


(4) 子どもの受診抑制

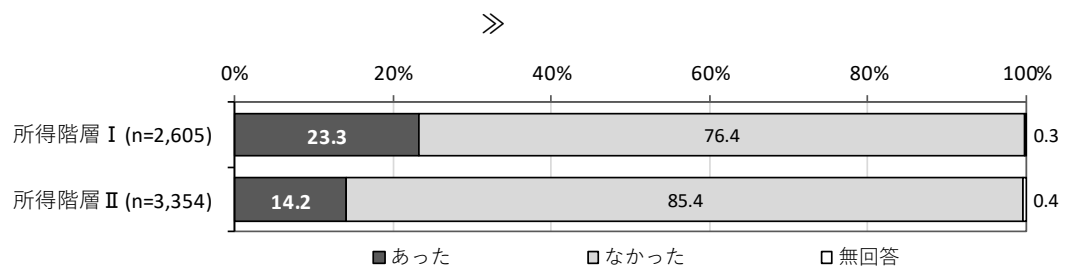
子どもに病院や歯科医を受診させなかったことが「あった」割合は所得階層Ⅰでは37.5%で、所得階層Ⅱに比べて3倍以上高く、北海道と比べても10ポイント高くなっています。

子どもに病院や歯科医を受診させなかったことが「あった」人（4人）にその理由をお聞きしたところ、「その他」が75.0%（3人）で最も多くなっています。

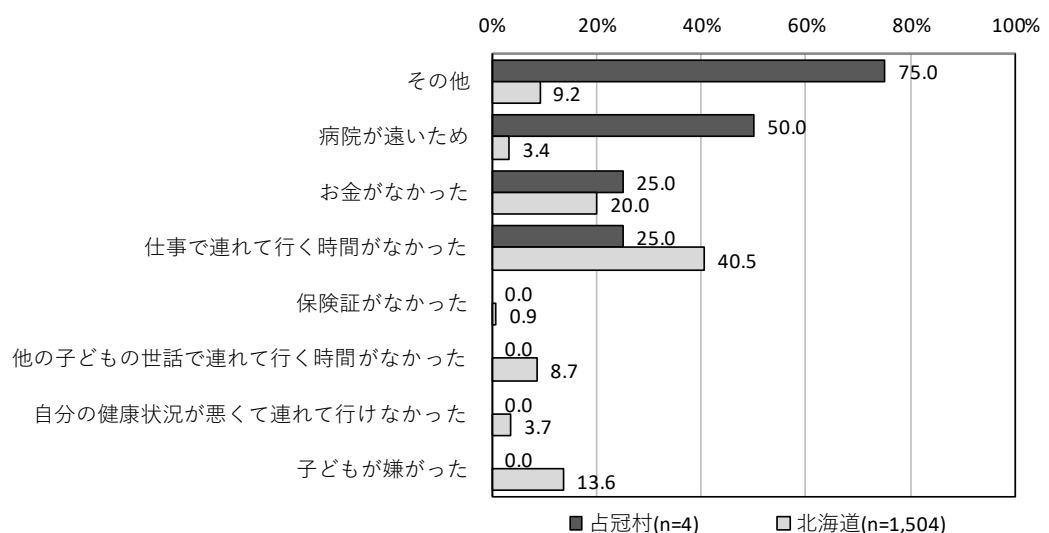
《過去1年間にお子さんを病院や歯医者を受診させなかったことの有無（占冠村／所得階層別）》



《過去1年間にお子さんを病院や歯医者を受診させなかったことの有無（北海道／所得階層別）》



《子どもを受診させなかった理由（占冠村／北海道との比較／複数回答）》



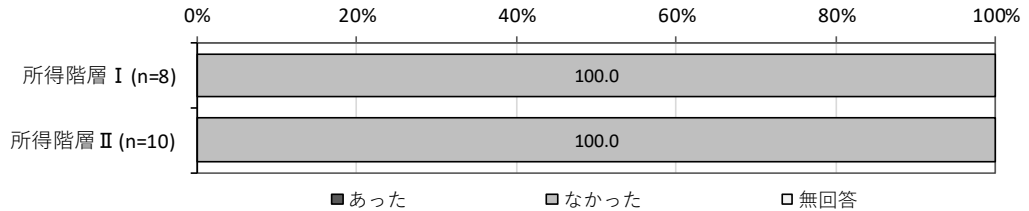
※その他：学校を休ませるのがイヤだった
症状が良くなったので

(5) 経済的理由で支払いができなかった経験

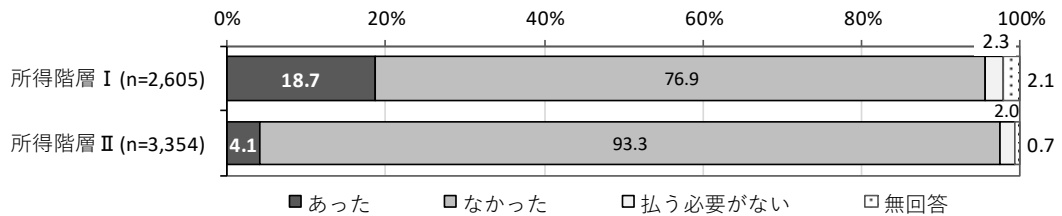
占冠村の所得階層Ⅰは、『電気、ガス、水道』『税金』いずれの滞納も「あった」は0%です。
所得階層Ⅱでは、『税金』の滞納が「あった」は10.0%で、北海道より少し高くなっています。

①電気、ガス、水道のいずれかの料金の滞納

《電気、ガス、水道のいずれかの料金の滞納（占冠村／所得階層別）》

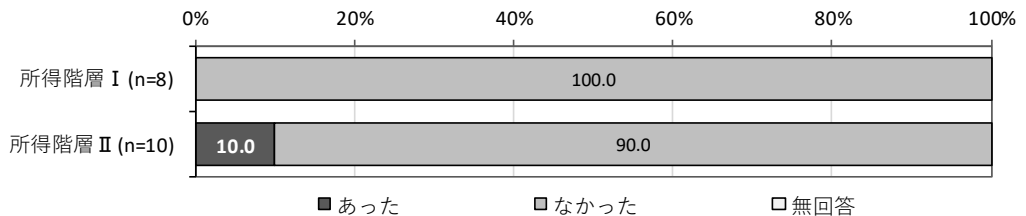


《電気、ガス、水道のいずれかの料金の滞納（北海道／所得階層別）》

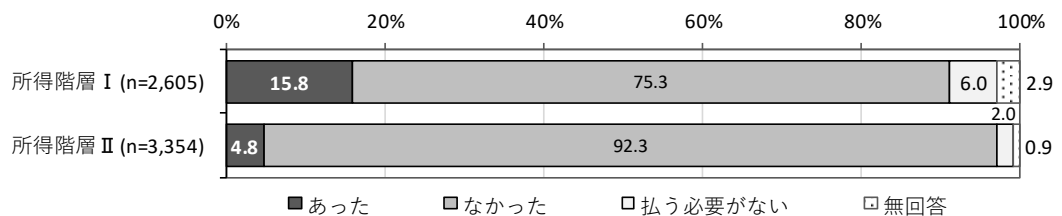


②税金の滞納

《税金の滞納（占冠村／所得階層別）》



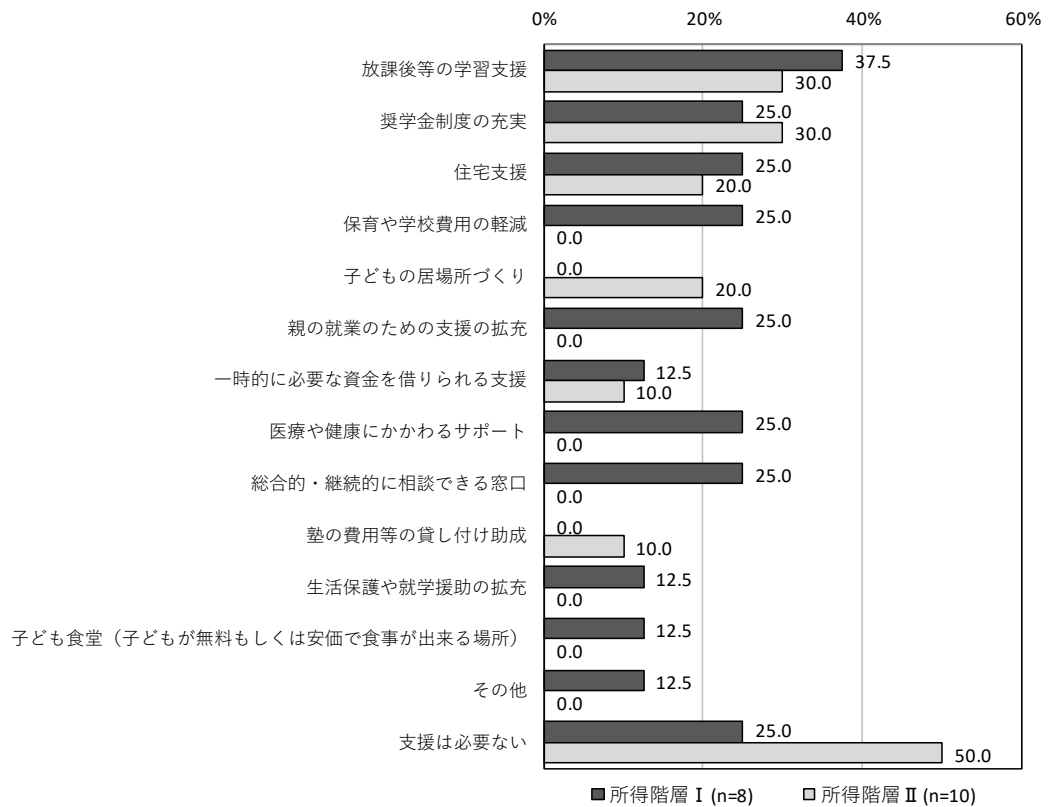
《税金の滞納（北海道／所得階層別）》



(6) 現在必要とされている支援等

現在必要とされている支援等は、所得階層Ⅰでは「放課後等の学習支援」が37.5%で最も多く、次いで「奨学金制度の充実」ほか5項目が25.0%で続いています。

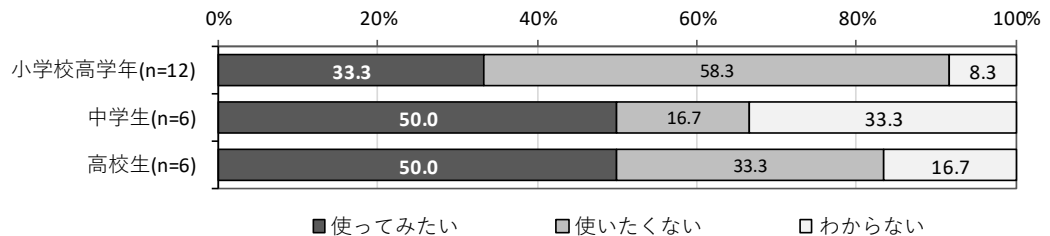
所得階層Ⅱでは「放課後等の学習支援」「奨学金制度の充実」がともに30.0%で最も多くなっていますが、「支援は必要ない」も50.0%で非常に高くなっています。



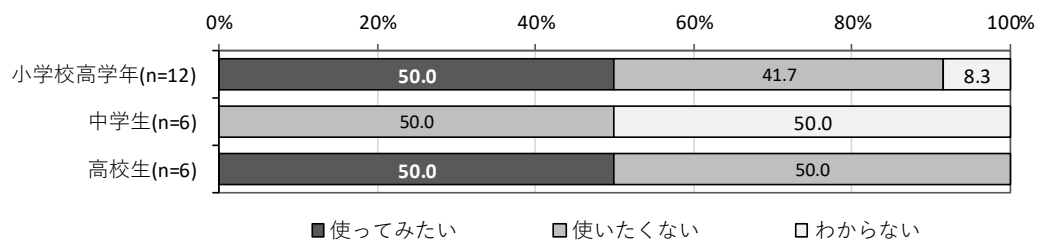
(7) 子どもが利用してみたいと考えている場所

子どもが利用してみたい場所を「使ってみたい」割合でみると、小学校高学年はすべての項目で50%以下となっていますが、中学生と高校生では「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」が66.7%で多くなっています。

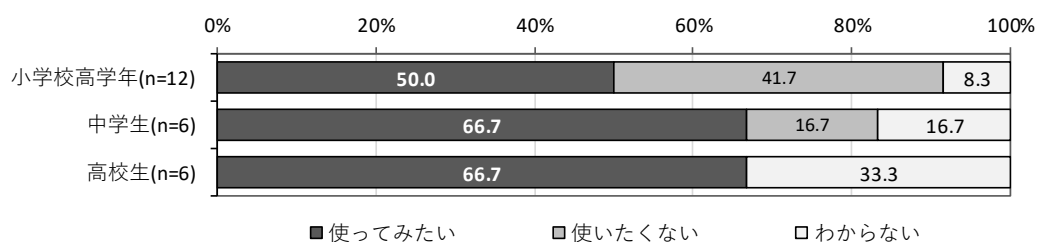
《休日にいることができる場所／小学校高学年・中学生・高校生》



《家の人がいないとき、夕ごはんを食べることができる場所／小学校高学年・中学生・高校生》



《家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所／小学校高学年・中学生・高校生》



第3章 第1期計画の実施状況

1 教育・保育事業の実施状況

(1) 1号認定（3歳以上／保育の必要性なし）

【単位：人】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
利用実績	0	0	0	0	0

(2) 2号認定（3歳以上／保育の必要性あり）

【単位：人】		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育園	15	15	15	15	15
確保方策		15	15	15	15	15
利用実績		17	8	13	16	26

(3) 3号認定（3歳未満／保育の必要性あり）

①0歳

【単位：人】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
利用実績	0	0	0	0	0

②1・2歳

【単位：人】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	5	5	5	5	5
利用実績	3	8	7	10	6

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【単位：箇所】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	1
実績	0	0	0	0	-

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【単位：人回／月】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11
実績	10	12	10	7	-

※利用人数の実績：年間利用者数の月平均（親子2名を1組として回数をカウント）。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【単位：回】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	84	84	84	84	84
確保方策	84	84	84	84	84
実績	137	80	73	70	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【単位：人】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	6	6	6	6	6
確保方策	6	6	6	6	6
実績	9	8	7	6	-

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【単位：人】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	3	4	-

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【単位：人日】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	-

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【単位：人日】		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	-

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

【単位：人日】		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	-

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【単位：人日】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	164	160	164	164	164
確保方策	164	164	164	164	164
実 績	0	0	220	482	-

(9) 延長保育事業

保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【単位：人】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実 績	14	12	12	16	-

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【単位：人日】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0	-

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【単位：人】		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
量の見込み	低学年	9	10	9	9	7
	高学年	2	2	2	2	2
	合 計	11	12	11	11	9
確保方策		30	30	30	30	30
実 績	低学年	16	15	9	7	7
	高学年	4	6	1	5	4
	合 計	20	21	10	12	11

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

計画期間内に当該事業の実績はありませんでした。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

計画期間内に新規参入の意向がある事業者はいませんでした。

3 子育て関連施策の実施状況

(1) 地域における子育ての支援（平成30年度実績）

①地域における子育て支援サービスの充実

事業内容	取組実績
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	・保健師が生後4か月までに訪問し、母子の健康、育成、育成環境などを把握する。 5件訪問。
一時預かり事業	・占冠保育所、トマム保育所での実施は、利用実績はなし。 ・子育て応援事業は中央221名、トマム261名の利用（延べ数）
地域子育て支援拠点事業 （子育て広場事業）	・「おひさまの会」 2箇所24回開催。 手遊び、リズム遊び、絵本の読み聞かせ、季節の行事、自由遊び、お絵かき、食育などを実施。
放課後児童健全育成事業 （学童保育）	・村内2箇所で開催。 トマム学童クラブ 登録学童 4名 利用児童数 370名（延べ数） 占冠中央学童クラブ 登録学童 10名 利用児童数 426名（延べ数）
子育て支援医療給付	・高校生までの通・入院費を助成。 3,742,037円 内訳 就学前通院 小学生まで入院 1,198,640円 村単独助成分（一部負担金等、小学生通院、中学生通院・入院） 2,543,397円 ※村単独内訳 （一部負担金等） 432,136円 （小学生通院） 862,477円 （中学生通院・入院） 514,360円 （高校生通院・入院） 734,424円

②保育サービスの充実

事業内容	取組実績
保育所受け入れ環境の整備	・園内研修3回開催、講師を招き実施。 占冠保育所 利用幼児数 24名 トマム保育所 利用幼児数 5名
保育サービスに関する積極的な情報提供	・各保育所内に保育サービスを提示。行政区回覧を利用し情報を提供。
保育所・小学校の連携	・保育要録による保育所から学校への引き継ぎ。占冠村教育支援委員会における村内児童生徒の情報交換を実施。

③子育て支援のネットワークづくり

事業内容	取組実績
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	・乳幼児をもつ親同士が子育てに関する情報を提供し合い、お互いを支援していきます。また、「父母の会」等を活用しながら、入所前の幼児の親も含めたネットワークづくりを進めていきますが、利用実績なし。
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	・乳幼児検診においてブックスタートセットを配布（中央5名・トナム1名）。 ・妊娠届出時にかえてファイルを配布し育ちと学びを支援した。
子育てに関する意識啓発等の推進	・公民館にて「家庭教育講座」を4回開催。参加者2名。家庭における様々な悩みや疑問、発達段階における子育ての留意点などを話し合い、家庭教育環境の充実を図った。

④子どもの健全育成

事業内容	取組実績
放課後や週末、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりの推進	・教育委員会と子ども会育成協議会によるラジオ体操の実施。参加者35名。 ・占冠村コミュニティプラザ児童室の開放（月曜日から土曜日まで、9時～18時）。 ・学校支援地域本部事業にて中央小学校の放課後見守りを実施。計75回、参加者116名。 ・放課後に学校の空きスペースを活用して、安心・安全な居場所を創出し、多様な体験の場を提供する「放課後キッズスペース」（中央小学校）を実施。計17回、延べ参加者169名。

⑤地域における人材育成

事業内容	取組実績
人材の確保と育成	・旭川市で開催された子育て支援員研修を受講。参加者1名。

⑥世代間交流の推進

事業内容	取組実績
地域の世代間交流の推進	・占冠村清流大学（高齢者大学）と中央地区の小中学校とのふれあい交流学习の実施。 ・学校支援地域本部事業による学校の環境整備や総合学習への支援。

⑦結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

事業内容	取組実績
ライフステージに応じた支援	・子育て世代包括支援センター設立に向けて準備を進める。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

事業内容	取組実績
乳幼児健康診査、保健指導等の充実	・妊産婦健康診査 10名（延べ78名） ・妊産婦歯科検査 8名 ・乳児前期健康診査 3回実施 延べ 5名 受診率100% ・乳児後期健康診査 3回実施 延べ 8名 受診率100% ・1歳6か月児健康診査（歯科検査含） 3回実施 延べ 5名 受診率100% ・3歳児健康診査（歯科検査含） 3回実施 延べ10名 受診率83.3% ・1歳児歯科検診 3回実施 4名 受診率80.0% ・2歳児健康診査 3回実施 5名 受診率100% ・5歳児健康診査 3回実施 5名 受診率83.3% ・経過観察児 3回実施 0名 受診率0.0%
予防接種の実施	・新生児訪問等で情報提供 - 四種混合 延べ22名 - 二種混合 延べ10名 - BCG 延べ 6名 - 麻しん風しん 延べ10名 - ヒブ 延べ25名 - 小児肺炎球菌 延べ27名 - 日本脳炎 延べ80名 - 三種混合 延べ 6名 - B型肝炎 延べ20名 - 水痘 延べ12名
訪問指導の充実	・新生児訪問、乳幼児訪問を行い子育てに関する不安や悩みを聞き、適切な助言や支援を行った。 - 妊婦訪問指導 1名（延べ2名） - 産婦訪問指導 5名（延べ5名） - 新生児訪問 0名（延べ0名） - 未熟児訪問 0名（延べ0名） - 乳幼児訪問（障がい児含） 3名（延べ3名） - 乳児家庭全戸訪問（新生児・乳児含） 5名
乳幼児健康相談の充実	・親子健康相談 24回実施 2か月児 4名 受相率 80.0% 4か月児 4名 受相率 80.0% 7か月児 4名 受相率 80.0% 10か月児 2名 受相率 66.7% 12か月児 4名 受相率 66.7% - 妊婦 4名 受相率 10.3%

②思春期保健対策の充実

事業内容	取組実績
性に関する正しい知識の普及	・各学校で実施。保健体育及び道徳の授業の中で学習を深めた。
喫煙に関する教育	・各学校で実施。保健体育の中で学習を深めた。
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	・各学校で実施。占冠村人権擁護委員と連携し、人権についての講話といじめに関するDVD鑑賞を行った。 ・スクールカウンセラー派遣を実施した。 ・人権SOSパンフレット、カードリーフを配布した。

③「食育」の推進

事業内容	取組実績
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	・親子相談、乳幼児健康診査時に情報提供を実施した。 ・早寝早起き朝ご飯の普及啓発活動等を実施。子どもたちが健やかに成長していくための適切な運動、バランスのとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であることを伝え、村内・児童生徒の生活習慣の改善を図った。 ・年2回、栄養教諭による食に関する指導を実施した（中央小）。 ・北斗病院医師による脳卒中授業において、食事の大切さを学習した（中央小6年生、中学生全員）。 ・学級指導、ほけんだよりなどを通じて「朝ご飯の大切さ」「バランスのとれた食事」「給食のルールやマナー」等について、継続的に指導した（占冠中）。 ・家庭分野の授業で、野菜の栽培・調理・会食など、豊かな食生活を体験した（占冠中）。 ・子どもによる配膳活動をもとに食べやすい配膳の仕方を学習しています。また、全教職員と全児童生徒と一緒に給食をとることで、児童生徒の状況を把握し、食育に関し啓蒙を図った（トマム小中）。 ・収穫祭で、子どもたちが収穫した野菜を中心材料として調理し、地域の方、保護者の方にも食べていただいています。また、調理へ向けての話し合い活動で、食についての学習を深めた（トマム小）。 ・毎月のお料理会、親子交流会のお料理を通して、身近な大人やお友だちと一緒に調理することを楽しんだ（占冠保育所）。 ・お芋を育て、収穫の喜びを味わい、楽しく調理・食事をした（占冠保育所）。

（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

事業内容	取組実績
子どもを産み育てることの意義に関する教育など	・中学校において、乳幼児期の発達や家庭の役割を家庭科の授業で学習した。
中学生幼児ふれあい体験	・家庭科の授業で、占冠保育所の園児たちとどう関わるか事前に学習し、作成した遊具でふれあう活動を取り入れた（占冠中）。 ・運動会、学芸会を学校と保育所合同で開催。また、地域行事では、生徒と幼児とふれあう活動をした（トマム中）。

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業内容	取組実績
講師などを招いての学校教育の活性化	・職業講話や職業体験学習の実施（占冠中）。 ・占冠神楽の学習（中央小）。 ・村民の講師を招いて、地域素材を活かした自然探索、川遊び、陶芸、村の動植物のお話を聞く学習を実施。
地域との連携による多様な体験活動の推進	・ニニウキャンプ場で、小学5・6年生を対象にジュニアリーダーキャンプを開催。
リーダーの育成	・「少年の主張」上川総合振興局にて開催。参加者1名。 ・「広島平和体験学習」参加者4名。 ・「ジュニアリーダーコース」ネイパル深川にて開催。参加者1名。
少年の健全育成	・コミュニティプラザ児童室及び野外体育施設の開放。
地域に根ざした特色ある学校づくり	・「ふるさと祭り」でよさこい発表（占冠中）。 ・ニニウの森で森づくり体験（中央小、トマム小）。 ・自然体感占冠（夏～鵲川の観察等、冬～雪と遊ぶ）（トマム小中）。 ・自然体験学習講師や、職場体験、職業講話を、地域の方々の協力を得て行った。
国際交流の推進	・アスペン市との中学生短期交換留学、交流学習の実施。 ・小中学校でのALTの補助による英語授業の実施。 ・ALTによる公民館英会話教室の開催。 ・ALTによる保育所訪問。
スポーツ環境の充実	・村民スポーツレクリエーション大会の開催。平成30年度は雨のため中止 ・公民館にて水泳教室を実施。計4回、延べ参加者30名。 ・公民館にてスキー教室を実施。平成30年度は雪不足によりスキー場がオープンできずに中止。 ・村民フットサル大会の開催。参加者52名。

③家庭や地域の教育力の向上

事業内容	取組実績
保護者の学びの支援	・子育て講座など保護者の学びの機会を提供し、子育てに関する知識の習得を促進するものだが、未実施。
相談体制の充実	・児童の発達に関する相談を実施。計2回。保護者・保育士・保健師など参加者延べ8名。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業内容	取組実績
交通安全施設整備	・信号機、横断歩道等の設置について、危険箇所と認められれば継続要望を行う。 ・交通安全、防犯としては、防犯灯の設置予定はなし。
交通安全教育の実施	・毎年、各保育所、各小中学校で交通安全教室を実施。 ・毎月の広報で交通安全情報を掲載。来年度は、民間企業と連携した交通安全啓蒙活動を実施予定。
交通安全教育指導者の育成	・交通安全指導員講習会への参加。
ヘルメット着用の推進	・広報等での周知と併せて、学校と連携し着用推進に努める。

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業内容	取組実績
犯罪等に関する情報提供の推進	・富良野警察署と連携し情報提供を行った。 ・青少年問題協議会を開催。
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	・PTA、警察等と連携し、防犯パトロールを実施。 ・スクールガード・リーダーを委嘱し、下校時の見守りを実施。
「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の推進	・村内設置箇所 23箇所

③良質な住環境の確保

事業内容	取組実績
住宅環境情報提供	・占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅（字上トマム）4戸を確保し、入居募集を行った。
村営住宅建て替え	・建て替え時の居住水準の向上を図るものだが、未実施。

④働き方の見直しなどの啓発

事業内容	取組実績
男女共同参画社会	・パンフレット等の啓発資材を窓口に設置し、周知。
「道民家庭の日」普及促進	・ポスターの掲示や、リーフレット等の啓発資材を窓口に設置し、周知。

⑤遊び場づくりの推進

事業内容	取組実績
自然環境を活かした遊び場づくり	・児童の健全育成と体験の場を充実させるため、占冠村の豊かな自然を活かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討するものだが、未実施。

（5）要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

事業内容	取組実績
虐待防止対策連絡協議会の推進	・占冠村要保護児童対策地域協議会を設置し、年1回の定期的な会議を開催。
親と子の心の健康づくり	・母親の育児不安やそれに伴う虐待の早期発見をするため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、1歳児歯科検診、2歳児健康診査、未熟児訪問、乳幼児訪問、親子相談、乳児家庭全戸訪問事業を実施。
主任児童委員による児童の健全育成、児童虐待防止活動の推進	・北海道や上川管内で開催される研修会に参加。

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業内容	取組実績
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	- 平成30年度実績 - ひとり親家庭等医療費助成事業 16,774円 - うち 道医療給付助成 12,947円 - 村単独助成（一部負担金等） 3,827円
相談体制の充実や情報提供	パンフレット等を窓口に設置。

③障がい児施設等の充実

事業内容	取組実績
早期療育の充実	- 障がい者早期療養事業「なかよし教室」の交通費助成 1名 - 富良野市多機能型事業所「すくすく・のびーる」の交通費助成 5名 - 巡回児童相談 2回（4件） - 療育手帳更新 1件
特別支援教育の推進	- 心身に障がいのある児童生徒の個々のニーズに応じた教育相談や支援についての助言を行うため、占冠村教育支援委員会を設置。小学校就学時における学級設置の確認と、村内児童生徒の情報交換を行い、関係機関との連携協力を役立てている。 - 占冠村特別支援教育連絡協議会において、幼児期から就学後まで一貫した教育相談や支援を受けられるよう、研究・研修活動を行っており、今年度は教職員を対象とした研修会を開催し、特別支援教育の理解を深めた。 「特別支援教育だより」により啓発活動を行っていたが、平成30年度は未発行。
児童発達支援	- 小学校就学前の障がいのある子ども（疑いのある子どもも含む）が利用するサービスで、対象者は富良野市内にある2つの施設（こども通園センター「なかよし教室」、多機能型事業所「すくすく・のびーる」）のいずれかに通所し、支援を受けている。 - 早期から支援を受けることで集団生活への適応、身辺的な自立をめざす。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行うもの。対象者がいないため未実施。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うもの。利用者なし。
保育所等訪問支援	子どもの課題の共有と養育者のサポートを目的として、富良野協会病院の作業療法士が年4回両保育所を定期訪問し、個々に合った養育支援を行っている。
障がい児相談支援	- 通所利用を開始する前に、エクウエート富良野（富良野地域生活支援センター）で障がい児の支援利用計画を作成している。その中で対象児の支援目標や援助方針等を明確にし、通所先の事業所はその利用計画に沿って支援を行っている。 - 通所支援開始後も全対象児6か月ごとにモニタリングを行い、そのときの児童の状態に合わせた利用計画を定期的に作成している。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまで当村で推進してきた「占冠村子ども・子育て支援事業計画」では、家庭における子育てを基本としながら、子どもの健やかな成長と親たちが安心して子育てできるように、6項目の重点的な視点から取組を推進してきました。

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

こうした時代の要請と当村でのむらづくりの考え方を踏まえ、家庭、学校、地域、企業など、それぞれの責任と役割を相互に果たすことで、当村に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々が子育てに夢をもつことができる社会の実現をめざすこととします。

そのため、本計画では基本理念を下記のとおり設定します。

基本理念

豊かな自然と地域でつくる、子どもが健やかに成長する村

当村は豊かな自然に囲まれていることから、すべての子育て家庭が子育ての喜びを感じながらおらかな気持ちで育児ができる環境をめざします。

また、こうした環境で育つ子どもたちが豊かな心を育み、当村で生まれ育ったことを誇りに思えるよう、地域と住民が一体となった支援体制の構築をめざします。

2 計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の6つの視点を踏まえながら推進します。

(1) 子どもの視点

子ども・子育て支援事業計画の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行すべきものとの視点に立った取組が重要です。輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

方針

子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる子育ての推進を図ります。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野にたった子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。子どもが親になったとき、子育てを楽しく思え、また子育ての喜びや生きがい・生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを推進します。

方針

子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構え等の教育や働きかけを支援します。

(3) 社会全体による支援の視点

子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境として保育所と地域との連携はもとより、子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを行い、また、働きながらの子育てが当たり前となる社会づくりに努めます。

方針

子どもの育成支援においては、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークづくりをめざします。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭で安心して子育てできる環境整備が重要です。本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

方針

子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

(5) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動団体等がありますが、世代間交流としてのシルバー世代など人的な社会資源の活用が重要です。社会資源として、子育てに関するサークル、子ども会、行政区など子育て支援ができる団体のネットワーク化を図り、効果的な活動を促進します。また、保育所、公民館、学校施設等の各種公共施設の効果的な活用を図ります。

方針

地域における社会資源を積極的に活用し、また、自然環境や地域の伝統文化などを次代の子どもに受け継ぐ取組を推進します。

(6) 地域特性の視点

本計画において、地域の特性を活かすことが重要です。このため、自然環境を考慮することや伝統的文化行事など、地域に根ざした活動を十分に活用した子育て支援のための施策推進を図ります。

方針

子育て関連ならびに子どもの育成支援については、地域の社会的条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

3 計画の基本目標

基本理念の実現をめざして取り組む事業の推進にあたり、計画の基本的視点と計画の方向性を踏まえ、次の5つを基本目標として定めます。

基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもとその保護者を支援する様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、令和元年10月から開始されている幼児教育・保育の無償化をはじめ、各種経済的支援により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、活き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源の連携により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

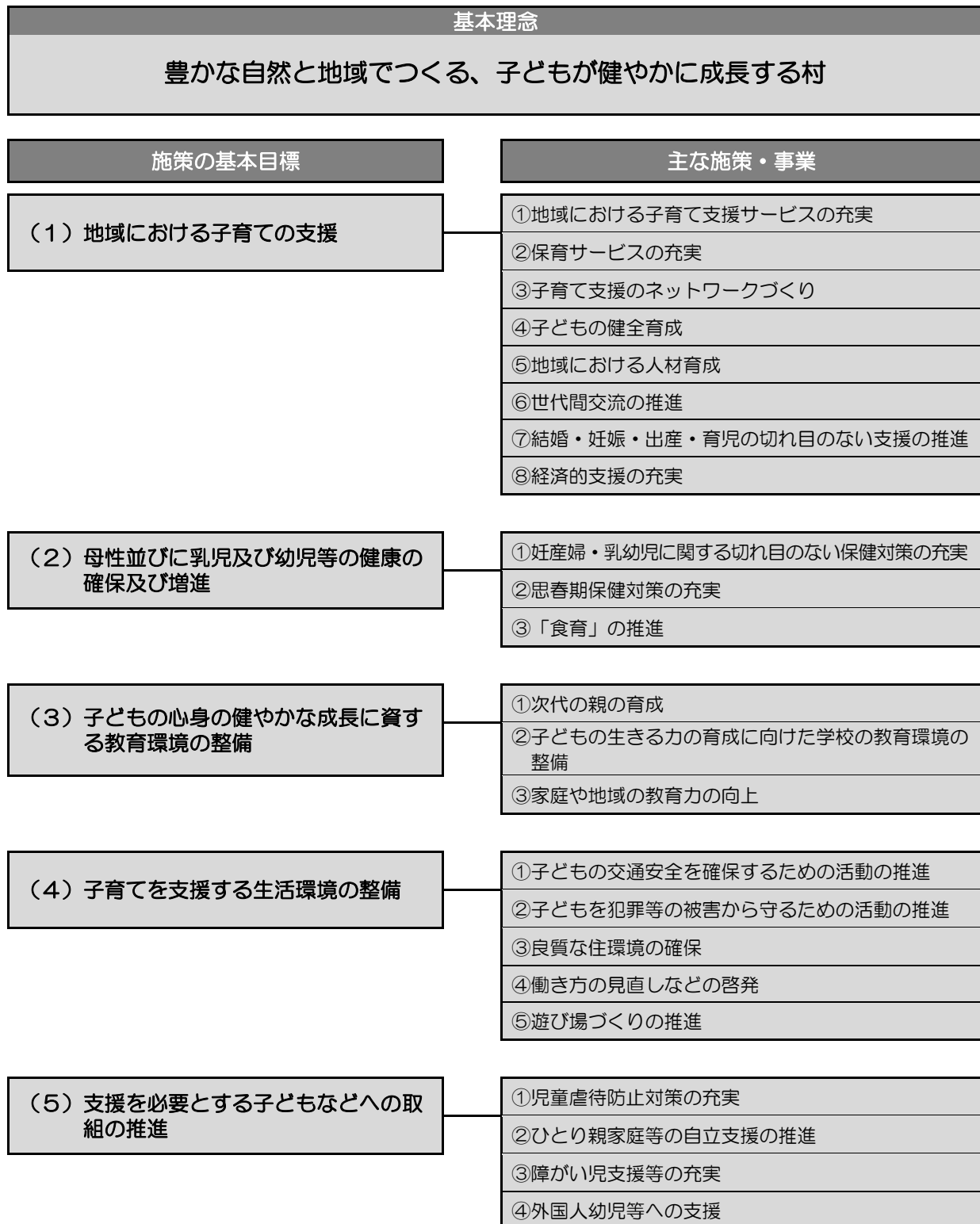
さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

基本目標 5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

ひとり親家庭、障がい児や外国人幼児など、社会的な支援を必要とする子どもに対して、相談支援をはじめとしたきめ細やかな対応を行います。

また、近年増加している児童虐待に対して、その防止対策の充実に取り組み、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

4 計画の施策体系



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育てサービスの全体像

子ども・子育て支援制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」の2つに大別されます。

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
	児童手当等交付金	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	仕事・子育て両立支援事業	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
1号認定	・2号認定子ども、3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）
3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

2 教育・保育提供区域について

国の基本指針では、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。

また、提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

当村では、サービス見込み量に関わる児童人口の推計や村の教育・保育の現状、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、村全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、村全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、村全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

（1）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
・1号認定（3～5歳） ・2号認定（3～5歳） ・3号認定（0歳） ・3号認定（1～2歳）	村全体 （1地区）	第1期計画を継承し、村全体を1区域として設定します

（2）地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業	村全体 （1地区）	第1期計画を継承し、村全体を1区域として設定します

3 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	7	8	8	8	8	8
1歳	5	7	8	8	8	8
2歳	7	5	7	8	8	8
3歳	12	7	5	7	7	7
4歳	9	12	7	5	7	7
5歳	6	9	12	7	5	7
合計	46	48	47	43	43	45

※住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
6歳	2	6	8	11	7	5
7歳	4	2	6	8	11	7
8歳	4	4	2	6	8	10
9歳	6	4	4	2	6	8
10歳	11	6	4	4	2	6
11歳	7	11	6	4	4	2
合計	34	33	30	35	38	38

※住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定及び2号認定

① 1号認定（3歳以上／保育の必要性なし）

【単位：人】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	6	5	4	4	5
確保方策 ②		6	5	4	4	5
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

② 2号認定（3歳以上／保育の必要性あり）

【単位：人】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	26	16	14	11	11	12
確保方策 ②		16	14	11	11	12
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■ 1号認定及び2号認定の確保方策の考え方

幼稚園及び認定こども園が村内にないため、1号認定希望も「占冠保育所」及び「トマム保育所」で受け入れることとします。「占冠保育所」及び「トマム保育所」の定員合計で1号認定及び2号認定の量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(2) 3号認定

① 0歳（保育の必要性あり）

【単位：人】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	3	3	3	3	3
確保方策 ②		0	0	0	0	3
過不足 (②-①)		▲3	▲3	▲3	▲3	0

■ 3号認定（0歳）の確保方策の考え方

現在、「占冠保育所」及び「トマム保育所」では0歳児の受け入れを行っていませんが、施設の整備及び保育士の確保により、令和6年度からの受け入れに向けた検討を進めます。

② 1歳（保育の必要性あり）

【単位：人】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	3	4	4	4	4
確保方策 ②		0	0	4	4	4
過不足 (②-①)		▲3	▲4	0	0	0

■ 3号認定（1歳）の確保方策の考え方

現在、「占冠保育所」及び「トマム保育所」では1歳児の受け入れを行っていませんが、施設の整備及び保育士の確保により令和4年度からの受け入れに向けた検討を進めます。

③2歳（保育の必要性あり）

【単位：人】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	6	3	4	4	4	4
確保方策 ②		3	4	4	4	4
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

■3号認定（2歳）の確保方策の考え方

2歳児は従来通り「占冠保育所」及び「トママ保育所」で受け入れを行い、両保育所の合計定員で供給量を確保できる見込みです。

5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【単位：箇所】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	0	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

本村では利用者支援事業としては実施せず、役場窓口を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組んでいます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【単位：人回／月】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	7	24	28	29	29	29
確保方策 ②		24	28	29	29	29
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

地域子育て支援拠点事業は「おひさまの会」として占冠中央、トママの2箇所で月1回実施しています。現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、「おひさまの会」を今後も月1回実施し、確保方策とします。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【単位：回】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	80	128	128	128	128	128
確保方策 ②		128	128	128	128	128
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【単位：人】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	6	8	8	8	8	8
確保方策 ②		8	8	8	8	8
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【単位：人】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	4	4	4	4	4	4
確保方策 ②		4	4	4	4	4
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【単位：人日】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

量の見込みが0人日となっているため、当面は事業としての展開は見送ることとします。子育て短期支援事業の利用希望があった場合には、村内施設では対応できないため、近隣市町村の施設に関する情報提供を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【単位：人日】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

量の見込みが0人日となっているため、当面は事業としての展開は見送ることとします。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

①一時預かり（幼稚園型）

【単位：人日】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

②一時預かり（幼稚園型を除く）

【単位：人日】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	482	373	366	334	334	350
確保方策 ②		373	366	334	334	350
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

一時預かり事業は占冠保育所、トマム保育所の2箇所を実施しています。また、子育て応援事業でも受け入れを行っています。現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育所において通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【単位：人】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	16	15	15	15	15	15
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【単位：人日】	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	0	21	21	19	19	20
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		▲21	▲21	▲19	▲19	▲20

■確保方策の考え方

病児保育事業の量の見込みがあり利用ニーズがある状況ですが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【単位：人】	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	11	6	6	7	8	8
1年生		1	2	2	2	1
2年生		0	1	2	2	2
3年生		1	0	1	2	2
4年生		1	1	0	1	2
5年生		1	1	1	0	1
6年生		2	1	1	1	0
確保方策 ②		6	6	7	8	8
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

当村の就学前児童数は減少傾向にあります。教育・保育施設としては、認可外保育施設である「占冠保育所」「トマム保育所」の2箇所であり、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

将来的な保育所または認定こども園への移行については、教育・保育の量の見込み、財政状況等を考慮し、取組を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

支援を必要とする子どもに対しては、占冠村障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な学校教育へつながるよう努めていきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第6章 施策の展開

基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組むものです。

① 地域における子育て支援サービスの充実

推進事業名	事業の内容	担当
子育て情報の発信	育児に関する情報の発信や、村内の子育て支援サービスの周知を図ります。	福祉子育て支援課 住民課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	新生児訪問等を利用し、産後の母子の健康、育成及び育児環境の状況を早期に把握し、健康問題を有するケースに対しては適切な指導助言を行う。また、閉じこもり等母子の孤立化及び育児不安等により発生する児童虐待の予防を図ります。また、必要に応じて養育支援訪問事業を行います。	住民課 福祉子育て支援課
一時預かり事業 (子育て応援事業)	保護者が、就労・病気・私用等で家庭での保育ができなくなった場合に既存の保育施設等を利用し、1歳児からの一時保育を実施できるよう努めます。	福祉子育て支援課
地域子育て支援拠点事業 (子育て広場事業)	保育所入所前の親子を対象に、「おひさまの会」を開催し、手遊びや絵本の読み聞かせ等を行います。遊びと運動を通して、育児不安の解消、育児能力の向上、乳幼児の発達育を促せるよう努めます。また、乳幼児健康相談を実施します。	住民課 福祉子育て支援課
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童の子育て支援と健全育成を図るため、学校施設等を活用した登録制による放課後児童クラブを2箇所で開催します。	福祉子育て支援課
放課後子ども教室	子どもの放課後の安心・安全な居場所づくりのために、地域人材等を活用しながら学校の放課後の教室や体育館などの空きスペースを使用して、子どもたちに多様な体験の場を提供します。	教育委員会

② 保育サービスの充実

推進事業名	事業の内容	担当
保育所受け入れ環境の整備	保育サービスについて、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備します。占冠保育所とトマム保育所2箇所の充実を図り、施設の整備等を行います。また、保育指針等を踏まえ保育士等の研修会への参加、関係機関との積極的な連携・教育を図ります。	福祉子育て支援課 へき地保育所
保育サービスに関する積極的な情報提供	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、積極的な情報の提供を行います。	福祉子育て支援課 へき地保育所
保育所・小学校の連携	子どもの生活や発達などの情報提供や連携を図ります。	福祉子育て支援課 教育委員会 住民課

③ 子育て支援のネットワークづくり

推進事業名	事業の内容	担当
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	乳幼児をもつ親同士が子育てに関する情報を提供し合い、お互いを支援していきます。「おひさまの会」等を活用しながら、入所前の幼児の親も含めたネットワークづくりを進めていきます。	福祉子育て支援課 住民課
子育てに関する意識啓発等の推進	子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。	福祉子育て支援課 教育委員会

④ 子どもの健全育成

推進事業名	事業の内容	担当
放課後や週末、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりの推進	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる放課後や週末、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりを推進します。 占冠村コミュニティプラザ・トマムコミュニティセンターの充実・整備を図り、児童の居場所づくりに努め、様々な遊びを通して子どもの健康増進や情緒の豊かさや思いやりの心を育みます。また、学校支援地域本部事業等を実施し、放課後の児童見守りやスポーツ活動に取り組み子どもの健全育成に努めます。	教育委員会

⑤ 地域における人材育成

推進事業名	事業の内容	担当
人材の確保と育成	保育所や学校など地域における子育てを支援する人材の確保に努めるとともに、研修などを通じて人材育成を進めます。	福祉子育て支援課

⑥ 世代間交流の推進

推進事業名	事業の内容	担当
地域の世代間交流の推進	地域の高齢者に子育て支援に参画していただき、保育所、学校、老人福祉施設などの相互訪問等において、遊びや物づくり、文化などの体験活動や発表等を通して子育て支援を進めます。地域における人材の確保に努め、学校支援ボランティアなどから協力を得て世代間交流の促進を図ります。	教育委員会 福祉子育て支援課

⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

推進事業名	事業の内容	担当
ライフステージに応じた支援	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・育児の各ライフステージに応じ各種施策の連携を図りながら、切れ目ない総合的な支援を推進します。	住民課 福祉子育て支援課

⑧ 経済的支援の充実

推進事業名	事業の内容	担当
妊婦一般健康診査費、超音波検査費の助成	母子手帳の交付時、妊婦一般健康診査（14回分）と超音波検査（11回分）の受診票を交付します。	住民課
妊産婦一般歯科健康診査費の助成	妊婦一般健康診査受診票の交付を受けた方を対象に、一般歯科健康診査の費用を助成します。	住民課
妊産婦の健診・出産時の交通費・宿泊費の助成	妊産婦一般健康診査・産婦一般健康診査の補助券の交付を受けている方を対象に、健診・出産時の交通費及び宿泊費の一部を助成します。	住民課
新生児聴覚検査費助成	赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。検査を受けた場合、費用の一部を助成します。	住民課

推進事業名	事業の内容	担当
未熟児養育医療給付制度	1歳未満の未熟児で入院養育が必要な場合、医療費を全額助成します。	住民課
産婦健康診査費の助成	産後（2週、1か月）に受ける産婦健診費用を一部助成します。	住民課
風しん等予防接種費用助成	妊娠している方及び同居する家族、または妊娠を予定/希望している方及び同居する家族を対象に、予防接種費用の一部を助成します。	住民課
子育て支援医療給付	乳幼児から高校生までを対象として、入院・通院、歯科診療、調剤等に掛かった健康保険適用分の医療費の助成を行います。	住民課
アスリート派遣補助事業	児童・生徒が出場する全国大会への参加経費を援助します。	教育委員会
占冠村へき地保育所における保育料の無償化	占冠保育所・トマム保育所に入所する園児の保育料を全世帯無償化します。	福祉子育て支援課
就学援助費の助成	経済的理由によって、学校への就学が困難なお子さんに、学用品や給食費などを援助します。	教育委員会
奨学資金の貸し付け	優秀な生徒・学生で、経済的理由により就学が困難な方に、無利子で奨学資金を貸し付けます。	教育委員会

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、活き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

推進事業名	事業の内容	担当
乳幼児健康診査、保健指導等の充実	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう各種健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め早期治療を促すとともに発育発達確認を行います。また、健診時等を利用して保健指導や食事指導等に取り組みます。子どもや母親の健康確保のための各種健診や、ニーズに対応した細かなサービス提供に努めます。また、妊娠を希望する女性と家族に風しん予防接種を実施します。 ○各種健（検）診の取組 - 妊産婦健康診査 - 妊婦歯科検診 - 産婦歯科検診 - 乳幼児健康診査 1歳6か月児健康診査（歯科検診含む） 1歳児歯科検診 2歳児健康診査 5歳児健康診査（歯科検診含む） ○予防接種の実施 - 風しん予防接種助成	住民課

推進事業名	事業の内容	担当
予防接種の実施	感染症の予防のため予防接種法の規定に従い、定期予防接種を実施します。また、定期接種によらないワクチンの接種についても感染症予防のために実施します。 ○各種予防接種の取組 ● 百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ（四種混合） ● 百日咳・ジフテリア・破傷風（三種混合） ● ジフテリア・破傷風（二種混合） ● 不活化ポリオ ● BCG ● 麻しん（はしか）、風しん ● ヒブ ● 小児肺炎球菌 ● 子宮頸がん ○定期予防接種によらないワクチンの接種 ● ロタウイルス ● おたふくかぜ ● 日本脳炎 ● B型肝炎	住民課
訪問指導の充実	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう訪問指導を実施します。 ○各種訪問指導の取組 ● 妊婦訪問指導 ● 産婦訪問指導 ● 新生児訪問 ● 未熟児訪問 ● 乳幼児訪問 ● 障がい児訪問 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	住民課
乳幼児健康相談の充実	「親子相談」として、総合センター及びトママコミュニティセンターで月1回、心身の発育発達の確認、育児相談やむし歯予防、離乳食に関する相談等を行います。また、母子に関する相談は、役場事務所で随時行い、正しい知識の普及や育児不安の解消を図ります。	住民課

② 思春期保健対策の充実

推進事業名	事業の内容	担当
性に関する正しい知識の普及	中学校との連携を図り、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識を深め、適切な行動をとれるように支援します。	教育委員会
喫煙に関する教育	学校保健との連携を図り、喫煙が健康に与える影響についての知識の普及及び適切な行動がとれるように支援します。 幼児期から健康への影響を教育し、喫煙率の低下をめざし実施に努めます。	教育委員会 住民課
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	小学生・中学生・父母・教職員を対象として、いじめや登校拒否、教育上の悩みや問題等、心の健康についての正しい理解と対応について資料等を活用した学習や研修を実施し内容の充実を図る中で、学童・生徒の豊かな人間性を育てることを支援します。	教育委員会 福祉子育て支援課

③ 「食育」の推進

推進事業名	事業の内容	担当
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食事、生活リズム等に関する学習の機会や情報提供に努めます。 親子相談、乳幼児健康診査、子育て広場「おひさまの会」での学習の実施、子育て通信「おひさまつうしん」による情報提供を行っています。 各保育所におけるお料理づくりを行います。また、子どもが友だちと一緒に食事を楽しみながらとることができるよう取り組みます。 各学校で給食指導や作物の栽培体験学習などを通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深めます。	教育委員会 福祉子育て支援課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワーク化により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

① 次代の親の育成

推進事業名	事業の内容	担当
子どもを産み育てることの意義に関する教育など	学校との連携を図り、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを産み育てることの意義に関する支援を行います。 広報誌等により、若い世代の住民に広報啓発を進めていきます。	教育委員会
中学生幼児ふれあい体験	村内の中学生が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所等を活用し、幼児とふれあう機会を広げます。 村内の中学生が保育所に行き、保育士、児童と交流を深める環境づくりの充実に努めます。	教育委員会 福祉子育て支援課

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

推進事業名	事業の内容	担当
講師などを招いての学校教育の活性化	産業、文化、伝統等を教科書とは異なった視点から地域を学ぶ機会を設けます。そのため各分野の講師を村内外から招いて学び、体験できるような組織づくりを推進します。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	公民館活動として、青少年の学習機会の拡充を図り、郷土の理解と自然とのふれあいを求める事業を実施し、子ども会等が中心となり活動できるよう支援します。	教育委員会
リーダーの育成	「少年の主張」や「広島平和体験学習」、「ジュニアリーダーコース」への参加を行い、学校との連携協力を深め、21世紀の社会を創る視点に立ったリーダーを育成することを支援します。	教育委員会
少年の健全育成	学校教育施設、社会教育施設、地域の自然環境等を積極的に活用した活動の場や児童室の開放により、自主的な活動を促し、少年の健全育成を図ります。	教育委員会
地域に根ざした特色ある学校づくり	P T Aや地域との連携により、学校林の保全と植樹活動や地域行事「ふるさと祭り」等への積極的参加を通して地域一体となった活動を推進し、地域ぐるみで児童生徒の健全育成を図ります。	教育委員会

推進事業名	事業の内容	担当
国際交流の推進	米国コロラド州アスペン市と姉妹都市交流を行っており、毎年中学生が相互にホームステイをするなど短期交換留学を行っています。アスペン市等との交流を核とし、総合的な学習の時間における交流学習やA L Tを活用した英語教育、インターネット等を通じた国際交流を推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	スポーツを通じて、健康増進と体力向上が図られるようスポーツ推進委員や各種目指導者と協力し運動習慣の定着に努めます。	教育委員会
ステップアップサポートゼミ（公設学習塾）	基礎学力の向上、学習習慣の定着化、学校の授業の補完などを目的に、無料の公設塾を開設します。	教育委員会
英会話教室の開催	村民を対象に、ネイティブ講師による英会話教室を開催します。	教育委員会

③ 家庭や地域の教育力の向上

推進事業名	事業の内容	担当
保護者の学びの支援	子育て講座など保護者の学びの機会を提供し、子育てに関する知識の習得を促進します。	福祉子育て支援課 住民課
相談体制の充実	子育てに関して悩む保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。	福祉子育て支援課 住民課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

推進事業名	事業の内容	担当
交通安全施設整備	必要に応じ、歩道の段差解消等整備の要請をします。	総務課
交通安全教育の実施	学校や保育所をはじめ地域で子どもを交通事故から守るため、子どもや保護者の方を対象とした交通安全教育を実施します。 また、広報等による交通安全教育に係る啓発活動を行います。	総務課
交通安全教育指導者の育成	交通安全教育にあたる職員等の指導力の向上に努めます。また、交通指導員の育成に努めます。	総務課
ヘルメット着用の推進	自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用推進を図ります。	総務課
通学路の点検	村内の通学路について、児童生徒が安心して通学できるよう、現地調査等を実施します。	教育委員会

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

推進事業名	事業の内容	担当
犯罪等に関する情報提供の推進	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を積極的に行い、防犯等に関する情報提供を行います。	教育委員会 総務課 福祉子育て支援課
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	学校付近や通学路等におけるP T Aや、警察等による子どもたちへの目配りと関係機関・団体との情報交換を積極的に行います。	教育委員会 総務課

推進事業名	事業の内容	担当
		福祉子育て支援課
「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の推進	子どもが不審者から声を掛けられたり、犯罪や虐待に遭ったときの避難場所としての「子ども110番の家」等のボランティア施設の継続を行います。	教育委員会 総務課 福祉子育て支援課
登下校時の防犯対策の推進	児童・生徒の登下校時における防犯対策に向けて、国が推進する登下校防犯プランの内容に則し、地域における連携の強化や不審者情報等の共有及び迅速な対応を行います。	教育委員会

③ 良質な住環境の確保

推進事業名	事業の内容	担当
住宅環境情報提供	住宅に関する子育て環境の情報提供を行います。	地域振興対策室 福祉子育て支援課
村営住宅建て替え	建て替え時の居住水準の向上を図ります。	建設課

④ 働き方の見直しなどの啓発

推進事業名	事業の内容	担当
男女共同参画社会	男女共同参画社会を推進するため、国や道より啓発物があった際には、掲示や配布をするなど、啓発運動に取り組みます。	総務課 福祉子育て支援課
道民家庭の日普及促進	「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及促進を行います。	教育委員会 福祉子育て支援課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	総務課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	総務課

⑤ 遊び場づくりの推進

推進事業名	事業の内容	担当
自然環境を活かした遊び場づくり	児童の健全育成と体験の場を充実させるため、占冠村の豊かな自然を活かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討します。	建設課

基本目標5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童虐待防止対策の充実や、障がい児施策の充実に取り組み、こうした状況におかれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

① 児童虐待防止対策の充実

推進事業名	事業の内容	担当
要保護児童対策協議会の推進	学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組をめざします。 実務担当者における学習・研修会などへの参加や、連携を図ります。 また、一層の強化を図るため、常勤の調整担当者の配置を検討します。	福祉子育て支援課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	役場窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。	福祉子育て支援課
親と子の心の健康づくり	母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の充実を図ります。	福祉子育て支援課
主任児童委員による児童の健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員の研修会への積極的参加、学校訪問の実施等を行い、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって推進します。	福祉子育て支援課

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

推進事業名	事業の内容	担当
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進に努めます。また、ひとり親家庭等医療費給付を行います。	住民課
相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取組についての情報提供を行います。	福祉子育て支援課

③ 障がい児支援等の充実

推進事業名	事業の内容	担当
早期療育の充実	心身の発達の遅れが心配される乳幼児を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障がいの軽減を図り、二次的な障がいの発生を予防するとともに、在宅療育を支援します。 ○障がい児早期療育事業（富良野市こども通園センター「なかよし教室」、富良野市多機能型事業所「すくすく・のびーる」） ・通所のための交通費を助成します。 ・通所の必要がある場合、または希望に応じて施設との連絡・調整を行います。 ○巡回児童相談 ・年1回、旭川児童相談所の協力により実施します。学童も含め、子どもの発達についての相談を実施します。 ○巡回訪問 ・必要に応じ関係機関の連絡・調整を行います。	福祉子育て支援課

推進事業名	事業の内容	担当
特別支援教育の推進	障がいをもつ児童生徒が特別支援教育を受けられるように、障がいの判断や助言、保護者等への相談支援、学校への支援などの機能を有する組織体を整え、学校や関係機関と連携協力を進めます。 また、保護者や関係者をはじめ、地域住民に対し特別支援教育についての理解を深めるための啓発活動を行います。	教育委員会 福祉子育て支援課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	福祉子育て支援課
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。	福祉子育て支援課
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。	福祉子育て支援課
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	福祉子育て支援課
障がい児相談支援	障がいのある児童が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	福祉子育て支援課
特別な支援が必要な子どもの受け入れ	保育所及び学童保育において、障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの受け入れに努めます。	福祉子育て支援課

④ 外国人幼児等への支援

推進事業名	事業の内容	担当
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などが円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人幼児及びその保護者に対して相談対応などの支援を行います。	福祉子育て支援課

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 村民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、子ども・子育て会議で協議のうえ見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、村民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。